

第十六回 参議院大蔵委員会會議録第四号

昭和二十八年六月十八日(木曜日)午後一時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事 西川甚五郎君 小林 政夫君 松永 義雄君

委員

青柳 秀夫君 藤野 繁雄君 松岡 平市君 土田 太郎君 三木 與吉郎君 成瀬 幡治君 堀木 鎌三君 平林 太一君

委員外議員

政府委員

大蔵政務次官 愛知 撥一君

日本専売公 社監理官 今泉 兼寛君

大蔵省理財局長 石田 正君

大蔵省管財局長 阪田 泰二君

大蔵省銀行局長 河野 通一君

事務局側

常任委員 木村常次郎君

会専門員 小田 正義君

会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主計 局法規課長 白石 正雄君

第六部 大蔵委員会會議録第四号

昭和二十八年六月十八日【参議院】

本日の會議に付した事件

○小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案(内閣提出)

○社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出)

○墳墓組合法案(内閣提出)

○信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案(三浦辰雄君外十一名発議)

○委員長(大矢半次郎君) これより第四回の大蔵委員会を開会いたします。

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案、両方とも本審査、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案、墳墓組合法案及び信用金庫法の一部を改正する法律案、あとの三案は予備審査、右五案を一括議題として、政府より提案の理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(愛知撥一君) 只今議題となりました小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

本法律案は去る第十五回通常国会に提出し審議未了となりましたので、今回小額通貨の通用期限等に所要の調整を加えて改めて提出いたしました次第であります。

最近における取引の表情に鑑みますに、一円未満の補助貨幣、小額紙幣及び日本銀行券は、取引上殆んど利用されていらない状態であり、これらの小額通貨を整理すると共に、今後一円未満の通貨の発行を停止することとし、更にこれに伴い現金支払の場合における端数金額の計算の基準を定めて取引の円滑化を図る必要があると考

えられるのであります。次にこの法律案の内容につきまして申し述べますと、一円以下の臨時補助貨幣、一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券は、昭和二十八年十二月三十一日限り通用を禁止し、昭和二十九年一月四日以後昭和二十九年六月三十日までの間に日本銀行及び郵政官署において他の通貨と引き換えることといたしました。

引換に当つては、小額通貨の合計額に一円未満の端数があるときは、五十銭未満は切り捨て、五十銭以上一円未満は、一円と引き換えることといたしました。又この措置に伴い、債務の弁済を現金の支払により行つた場合、円位未満の端数額の支払上紛争を生ずる虞れがありませんので、当事者間の特約がない限り、五十銭未満の端数は切り捨て、五十銭以上一円未満の端数は一円として計算することとしたのであります。

更に国又は公社等が収納し又は支払する場合についても、国庫出納金等端数計算法に同様の趣旨の改正を加え、その他補助貨幣損傷等取縮法臨時特例等

の關係法令の改廃を行うことといたしております。

第二が社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案でございます。その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和二十二年以来、神社、寺院等に無償で貸し付けてあつた国有財産を当該神社、寺院等に対し無償譲渡又は半額売却の処分を行なつて参りました。社寺境内地処分審査会は、この処分が、大蔵大臣の諮問機関として大きな役目を果たして来たのであります。現在の段階におきましては、その設置の目的を達成したと認められるに至りましたので、この際社寺境内地処分審査会等に関する規定を削除しようとするものであります。

なお、以上の二つの法律案は、第十回国会に提出し、参議院で可決された後、衆議院で審議中のところ、解散のため不成立となりました法律案と全く同じものでありますことを附加して申上げておきます。

第三は地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案、その提案の理由を御説明申し上げます。

最近の地方財政の状況に顧みまして、今回、政府は国の行方直轄事業について地方公共団体が法律に基いて負担する負担金については、これを地方債で納付する特例措置を設けることが適当と考えましてこの法律案を提出した次第であります。

即ち国の行方直轄事業について地方公共団体が道路法、河川法、土地改良法及び港湾法等の法律に基いて負担する負担金については、政府は、当分の間、当該地方公共団体の発行する地方債の証券を以て納付させることができ

ることとし、利率、償還方法、収納価格等については政令で定めることとし、本措置は、昭和二十八年年度以降の国の行方事業についての地方公共団体の負担金の納付から適用することとしております。

なお、昭和二十七年以前以前の負担金でその納付期日までに納付されなかつた負担金については、その納付計画を立てさせましてその納付の促進を図ることといたしますが、而もなお未納となるものにつきましては、延滞利子を附することができるとして、その滞納の防止を図ろうとした次第であります。

第四は墳墓組合法案でございます。我が国の墳墓は、価格の決定、生産、販売等一切の事業活動について墳墓売法の規制を受けておりますが、他面農業に類似する塩田採かん作業と化学工業に類似する工場せんごう作業とが併存する特殊な産業形態をとつており、このせんごう施設の建設及び維持管理には、安定した組合組織と多額の資金の蓄積投入を要する現状にあります。かかる墳墓の特殊性に鑑み、その経営の合理化によつて塩の生産の維持増進を図ると共に、塩業者の経済的地位の向上に資

するため、塩業者が中小企業等協同組合と別個の塩業組合を設立することを認めることといたしました。

この塩業組合の特徴は、第一に、資力のある組合員の出資の余地を拡げて、組合の必要とする資金の獲得を容易にするため、組合員一人当りの出資口数の最高限度を百分の三十五としたこととあります。

第二に、議決権及び役員を選挙権の数は、一人一個を原則としますが、定款において出資口数を加味して定めることができることとし、この場合の最高限度を総数の六分の一といたしました。

第三に、相当多額の固定資本がせんごう施設等に投下されており、持分の払戻を直ちに行うことは、事業運営上困難な場合がありますので、かかる場合には、その払戻について条件を附することができるよういたしました。

第四に、塩業者の協同組織による互助の体制を確立するため、塩業組合連合会を置き、その会員たる者の資格として、組合のみならず、会社及び個人を含ませることとし、又塩業組合中央会を置いて連合会のほか、加入すべき連合会等のない組合、会社及び個人も会員となることとすることができるよういたしました。最後に信用金庫法の一部を改正する法律案であります。その提案の理由を説明いたします。

一昨年信用金庫法が制定され、信用協同組合のほか同じく協同組織による信用金庫の制度が確立され、中小金融の円滑化のため顕著な活動をしております。

信用金庫という名称は、法律を以て信用金庫についてこれを使用することとされており、これ以外のものは信用

金庫たることを示すような文字を使用することはできないことになつておりますが、最近資金の融通を業とする者が、金庫という文字をその名称中に用いる例が増加して参つております。これらの者は、預金の受入を行うことはできないのでありますが、金庫という文字をその名称中に用いることによつて、あたかも預金の受入も行う金融機関であるかのごとき印象を一般公衆に与えているのであります。これがため、社会一般に弊害を及ぼす恐れが生じて参つたのであります。よつて預金の受入を行う金融機関と、それ以外の単なる資金の融通を行う者とを明らかにすることが、金融秩序の維持を図るために肝要であることと存せられますので、資金の融通を業とする者に対し、法律により使用する場合は、その名称中に「金庫」という文字を使用することを禁止することが必要となつたのであります。現に金庫という文字を使用しているものにつきましても、本法施行後六カ月間はなお従前の例によることといたしてあります。

以上が五つの法律案の提案の理由であります。

何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、国の所有に属する物品の売払代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案(本審査)を議題とし、発議者より提案理由の説明を聴取いたします。

○委員外議員(三浦辰雄君) 只今議題となりました国の所有に属する物品の売払代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案についてその提案の理由を御説明いたします。

国有林野のいわゆる立木の売払におきましては、それが大量である場合、又は搬出設備のない奥地林のものである場合には、立木の買受人が搬出設備を設け、伐採し、搬出し、売り払ひます。その代金を回収いたしますまでに相当長期を必要とする実情にありま

す。そのため以前は、北海道の国有林においては二年以内、その他の国有林においては一年以内の延納の特約ができることになつておりました。ところが、現行の「国の所有に属する物品の売払代金の納付に關する法律」の施行後は、他の一般の物品と同様に最長半年の延納の特約を認められるに過ぎないこととなりまして、前述のような実情からいたしましてその不便が痛感されていたのであります。今般これを改正して、実情に即した取扱ができるようにいたしましたために、この法律の一部を改正しまして、国有林野のいわゆる立木売払代金については延納期間の最長を一年に延長したいと存するのであります。

以上が本法案の提案理由の概要でございますが、この改正案につきましても前回、十五国会で本院の可決を経て衆議院に送り、衆議院の大蔵委員会におきましても可決せられましたが、併しながら本会議に間に合いませんでした。そういう関係からここに又提案をする次第でございます。どうか慎重御審議の上速かに御可決あられますようお願いいたします。

○委員長(大矢半次郎君) それではこれから国の所有に属する物品の売払代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案につきましても質疑を願います。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め下さい。別に御発言もないようでありますが、質疑は終了したものと認め、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) では質疑は終了いたしました。

次に、小額通貨の整理及び支払金の端数計算に關する法律案について内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(石田正君) この法案の提案の理由につきましては、先刻御説明申上げた通りでございますが、以下条文の内容につきましても補足的に御説明いたしたいと存じます。

第一条であります。これは法律制定の目的を明らかにいたしましたものでございまして、主眼と見られますところは、最近における取引の実情に即応いたしまして、すでに発行した一円未満の通貨を整理し、今後一円未満の額面の通貨を発行しないこととし、よつて通貨を一円の臨時補助通貨が加わつてございまして、これは補助貨幣損傷等取締法臨時特例によりまして鑄つづしが認められておりました。通貨の信用維持上も、又今後一円以上の通貨を発行して行く上からもかような事態を成るべく速かに改めることが必要であると認めまして加えた次第でございます。その次に、一円未満の通貨の整理をいたしますに伴ひまして、現金支払におきましますところの支払金の端数計算の基準を定めることといたしたのでござい

ます。

第二条でございますが、それは整理の対象となる小額通貨の内容を明らかに規定したのでございまして、小額補

助貨幣、これは貨幣法の規定によつて発行されたのでございまして、これは第一号に該当いたしますものが十六種類、新貨条例等によりまして発行せられました第二号に該当するものが十八種類、臨時通貨法において発行されました第三号に該当するものが二十種類、合計いたしました五十四種類が形式的に残つておるわけでございます。次に第二項の小額紙幣は、五十銭の一種だけでございまして、特に「昭和二十八年十二月三十一日において現に通用するもの」と書きましたのは、これは小額紙幣整理法というのが昭和二十三年に出でございまして、五十銭、二十銭、十銭の三種の小額紙幣につきましても現に通用を禁止されておりました。そこでそれを除こうという意味で、こつて表現を用いたわけでございます。第三項の小額日本銀行券につきましては、十銭が二種、五銭が二種、合計四種類でございます。要するに全体といたしまして、整理の対象となりますところの小額通貨は五十九種類に相成るわけでございます。

第三条は、本法の中核でありますところの小額通貨の通用禁止を引換に關する規定でございます。通用禁止規定につきましても、本法の施行後或る程度の猶予期間を置く必要がありま

す。本年一ぱい通用をいたしまして、来年の一月一日から通用を禁止することといたしたのでござい

ます。なお第二項は、小額通貨の引換の根拠規定でございます。

つて参りますところのものとか、或いは刑事裁判の証拠品として押収されて留置されているものとか、警察官署等で拾得物、又は埋蔵物として保管されておるものというようなものは例外を認めなければならぬかと思ひまして、その例外的な規定を作つたわけでありませう。なお「通用を禁止したる貨幣紙幣の引換に関する件」というものがございませうが、これによりませうと、貨幣や紙幣は通用を禁止いたしましたから五年間に引換を行ふことになつておるのでございます。今回の場合におきましては、その期間をおきまして、六月月といふふうなことにいたしたいと存じますので、その関係でこれを排除しようといふことを第三項で明らかにしておるわけでございます。なお第一項の但書は、五十銭未満の端数額について引換を請求することができないということになつておりますが、この実際のな扱いにつきましては、後ほど御説明申し上げます第六條に規定があるわけでありまして、五十銭以上の端数額につきまして一回限りこれを一回と引換えることにいたしましたのでございます。

第五條は、これは引換事務を扱う機関といたしまして日本銀行を用い、郵政官署が日本銀行に代つてその事務を代行する。かような規定にいたしてあるのであります。引換の窓口は日本銀行の本支店、国庫事務の代理店及び郵便局等を合計いたしますと、約一千万五千くらいに上る見当でございます。

第六條は、少額通貨の引換を行う場合におきまして、その合計額に一円未満の端数がありました場合の実際の処理を規定してあるのでございます。一

円未満の端数金額につきましては国庫出納金等端数計算法によりまして、五十銭以上は切上げて五十銭未満は切捨てるといふ例もありませんので、その処理方法を勘案いたしまして、五十銭以上のものにつきましては一回限りこれを一回と引換えることにいたしました次第でございます。

第七條は、第六條の規定により、小額通貨引換の結果、日本銀行が引換に際しまして、切上げた額の合計額に相当する損失をこうむることになりますので、政府はこれを補填する必要がありますので、政府はこれを補填する必要があるとございませう。

それから第八條は、これは報告に關する規定でございますので、説明を省略させていただきます。第九條でございますが、これは小額通貨の未回収残高の歳入繰入れに關する規定でございます。小額紙幣につきましては、大蔵大臣が定める金額を歳入納付額から差引きます。それから小額日本銀行券につきましては、政令で定める金額を差引きます。歳入として繰入れるということにいたしましたのでございます。この差引をいたしましたのは、先ほどもちよつと御説明いたしました。引換者の持ち帰り金等のこともありますが、そのほかのゆとりを取つておる、かような意味でございます。

それから第十條でございますが、これは一円未満の通貨は当分の間発行しないということの規定にいたしてあるのでございます。

第十一條は小額通貨の整理に伴ひまして支払金の一円未満の端数の支払を現金で行ふ場合の規定を定めまして、特約がない場合には第六條及び国庫出

納金等端数計算法の例に倣ひまして、四十九銭は切捨てる、五十銭は切上げるといふ原則をここに規定いたしました次第であります。なお国及び公社等につきましては国庫出納金等端数計算法によりましてすでに規制されておりますので、その重複を法的に避けたいという意味で、この規定を設けておる次第でございます。

大体本文はその通りでございます。附則は以上のことに伴ひまして所要の改正をいたしましたのであります。それでは説明はこれだけにさせていただきます。御質問がありましたら、あとお答えさせていただきます。

○委員長(大矢半次郎君) 本案に対する質疑はあと廻しにいたしまして、先ほどの国の所有に屬する物品の売却代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案につきまして討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。……別に御発言もないようでありませうが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めませう。それではこれより採決に入ります。国の所有に屬する物品の売却代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によ

り、本委員会における質疑、討論、表決の要旨を報告することにして御承認を願うことに御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めませう。それから本院規則第七十二條により委員長が議院に提出する報告書に付する多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
三木與吉郎 松岡 平市
成瀬 幡治 土田国太郎
西川甚五郎 藤野 繁雄
青柳 秀夫 松永 義雄
平林 太一

○委員(大矢半次郎君) 次に、小額通貨の整理及び支払金の端数計算に關する法律案につきまして質疑を願ひます。

○平林太一君 現在どのくらい総額なつておられますか。
○政府委員(石田正君) 大体五十九種類で現在十一億八千万くらいに上るものが残つておるわけでございます。
○平林太一君 そうすると最高の紙幣は何円ですか。
○政府委員(石田正君) これは二條の三号にございませう。額面価格の一円のものがあるわけでございます。これ以外には五十五銭と十銭といふ小額のものばかりでございます。

○平林太一君 一円紙幣があるから、そうするとその該当するだけのそういう交換に不便を……何か交換する当事者が交換するに當つて手持の紙幣、そういうことに不便が出て来ると思ふが、そういう点はどうか……

○政府委員(石田正君) これはそのまま持つて使つて頂きますれば不便でございませうから、やはりこれは整理しなければならぬと思ひますので、もよりの郵便局において願ひまして、そうして換えて頂きたい、かように思つております。どこの郵便局でもよろしくございませう。日本銀行の代理店でございます。銀行がそこにはございませうけれども結構でございます。

○平林太一君 それは交換に當つて一円紙幣がなくなるといふことであるから、そうすると最低の紙幣は十円になりますか。
○政府委員(石田正君) 例えば五十銭紙幣を二枚持つて郵便局へおいで願ひましてお換へになる場合には一円紙幣一枚もらうことになるのでございませう。従つてその最低は一円ということになると思ひます。

○平林太一君 そうすると最低が一円、大体一円以下で、一円に達しないと交換ができないわけですね。
○政府委員(石田正君) これは五十銭に足りないような場合は交換いたしませんけれども、全部集めて五十五銭しかなかつたという場合には一回限り一円で取替へることにはいたしたいという規定になつておるわけでございます。

○平林太一君 一回だけで、それは極めて少ないと思うのですが、五十五銭の場合は一回だけ一円くれるわけですか、それは大変いいことです。そうすると期間はどうかになりますか。

○政府委員(石田正君) 来年から来年の初め六カ月ということになっておりますが、併し三カ日は休みますので、一月四日から六月三十日まで、その期間に換えて頂きたい。かような規定になつておるわけでございます。

○平林太一君 よろしゅうございます。

○青柳秀夫君 結局残る紙幣というのはどういふ紙幣だけになるのございませうか。

○政府委員(石田正君) 大体日本銀行券だけが残る、一円の日本銀行券、それから十円、五十円、百円、五百円、千円だけが残るといふことになります。

○松岡平市君 一人一回限り一円にすること、誰か一回ということはどういふことを、郵便局で同一人が二度来たといふことを避けるために非常にかまかましいことを言つてはんこを捺させるというふうなことをなさらずに、一人一回ということの識別はどういふ方法をおとりにいたしますか。

○政府委員(石田正君) これは大体がこの規定によりまして利得をしようとして五十五銭以上儲けられないわけでございます。先ほど平林委員からお話がありました、そのまよりの郵便局でありました、手数のかかることでもありませんから、国民の常識をいたしまして、そういふ何回も分けてやるという事は大体ないだらうと思つておるわけでございます。ただ余りそうい

うことが目立つた場合には郵便局にどうぞいふものはまとめて一回にして頂きたいというふうなことが言えるあれを残しておいたほうがいいのではないかと思つております。

○松岡平市君 そうすると今言うように、この規定というものは、何遍も五十五銭ずつ持つて来る者をとめるときに口実の規定であつて、これを實際するために何かむずかしい手續をするといふことは考へておられないのですか。

○政府委員(石田正君) そういふむずかしいことは考へておりません。

○平林太一君 そうするとこれは今非常にくだけたお話をわかりませんが、それは十一億数千万円といふお話ですが、大体現在一円以下の紙幣というものは殆んど無価値のような状態になつておるといふことは一般観念ともなつておるといふことは極めて見込としては何分とかいふような僅小なものと思はれるわけですが、その場合その残つたものに対する性格、取扱といふものはどういふふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(石田正君) まあ引揚げとか、その他の異例な場合を除きまして、普通の場合で申上げますと、本年一ぱいは使えるわけでございます。通貨としての価値があるわけでございます。来年の一月四日から六月三十日まで一円紙幣以上のものに換えるわけでございます。換えたものは使えます。換えなかつた場合にどうするかという事になりますと、これは通貨ではございませんので、一つの紙とし

て残る、かような形になると思ひます。

○平林太一君 それに対して結局十一億数千万円の数字が出ておりますが、紙として残して交換されない場合には、そのまゝ国としては、すでに通貨としてそれはそれ、使われておつた、いわゆる貨幣である。それが道義的に、無効になつたといふことでそのまゝで済まされるのが考へられるわけですか、それはどういふふうにお考へになりますか。

○政府委員(石田正君) これはここに規定がございますが、そういう残額ができましたときには、これは一般会計の歳入に取りまして、そして一般の歳出の財源として使おう、かような考へを持つわけでございます。

○平林太一君 それは従来もそういう前例はありますか。

○政府委員(石田正君) 大体従来の前例に従つておるわけでございます。

○平林太一君 極めて最近の実例としてどういふふうなものが挙げられますか。

○政府委員(石田正君) 昭和二十三年に日本銀行の出しておりましたところの、増国神社の絵のついた五十銭札がございましたが、あれは二十三年に同様の整理をやつたのであります。

○平林太一君 その際の、当時の状況はどういふふうな事情を示しておりましたか、発行額に対して回収されたものは、それから残つたものですね、それはおわかりですか。

○政府委員(石田正君) 今的確な資料を持つておりませんので、記憶で申しますので、間違つておりましたら訂正

さして頂きますが、大体七割くらい回収されたかと思つております。

○平林太一君 その際の、正確でなくともよろしいが、七割といいますが、全体の数字は、大体どれくらいのものか、七割となりますか。

○政府委員(石田正君) 今正確な数字がございませんので、あとで取調べましてお目にかけます。

○平林太一君 ではそういうことで一応了承いたしました。

○土田國太郎君 ちよつと伺います。この整理を一円というところに置いたのはどういふお考への下に置かれたのか、私は今の経済界から見れば、余り一円というのは低過ぎると思つて、もう少し自動車賃やあらゆるものの価格のきめ方から行きましたら、今は五円といふようなものが常識になつておるようですが、一円といふことに一応置いた根拠、お考へはどういふところから考へておるのですか。

○政府委員(石田正君) 大体この考へ方は、一円の補助貨幣が一つ入つておりますので、多少ややこしくなつておりますが、大筋の考へ方は、錢以下の通貨をやめようといふことを狙ひにしておるわけでありまして、一円は補助貨幣といつたしまして、今名目額よりは實質価値のほうが高くて、鑄つぶされておるものがあるわけでございます。それが前に議員立法によりまして、そういうものは罰則を適用しないといふことがあります。それでこの際、そういう状態のものだけに限つて、假せなければならぬものがあるのですから一円が入つておるけれども、併しこれは一円の問題を取扱つておるのじやなくて、そのたつた一つある一円の

補助貨幣のことを問題にしておるわけでございます。大体の考へ方というのは錢の通貨はなくとも、円になりますと大問題でありますので、そこまではする考へはないわけでありまして。

○藤野繁雄君 さつきからお話を聞いておると、現在今度の法律の対象になるのは十一億八千万円ですか。

○政府委員(石田正君) そうです。

○藤野繁雄君 それなら十一億八千万円でさつき種類から言へば五十九種類とおつしやつたが、五十九種類別内訳すればどういふような数字になりますか。若しそれがわからなかつたら、あとで資料として出して頂きたい。

○政府委員(石田正君) これは五十九種類でなく、大体一円の補助貨幣と、五十銭とかさういふもので申上げますと、大体一円の補助貨幣では現在流通しておりますのが三億六千九百九十九万四千五百円、五十銭につきましては政府紙幣、紙のものと硬貨のものがござい

ますが、紙のものが一億八千八百余万円、それから硬貨のものが二億四千九百余万円、だから両方合計いたしますと、四億三千七百余万円という数字になつております。それから十銭は政府の補助貨幣が一億五千七百余万円、それから日銀券のほうが一億四千四百余万円、これを合せまして二億四千四百余万円ということになっております。それから五銭が、これは政府の補助貨幣のほうは四千八百余万円、それから日銀券のほうが一億七千七百余万円、合計いたしまして六千六百余万円、それから一銭の補助貨幣が四千二百三十余万円、その他補助貨幣が九千九百余円でございます。それで大体十一億八千余万円と、

補助貨幣のほうが一億七千七百余万円、合計いたしまして六千六百余万円、それから一銭の補助貨幣が四千二百三十余万円、その他補助貨幣が九千九百余円でございます。それで大体十一億八千余万円と、

今後十分我々としては配慮して参りた
いと、かように考えております。

○平林太一君 そういう点、只今回収
の結果と、こういうお話であります
が、これは理財局長もそういうお話で
ありますから、できれば委員会に数回
に亘つて中間の報告をこちらへいたさ
れたい。中間の報告によつてそのとき
の状況を勘案して、回収の状況が十一
億八千万円に対して非常に進捗してい
ないような場合には、これはそれら
の処置を講ずべき周知の不十分とい
うことに相成ると思つてありますから、
そういう点一つお考えを願いた
い。私が申上げるのは、今申します通
り、中央における貨幣価値と地方にお
ける貨幣価値は非常にこれは格段の差
がありますので、殊にこの小額貨幣の
所持者といふものは中央に少く、地方
に非常に多いということが考慮される
のであります。そういう点に十分に
責任を持つてこれに対する成果を挙げ
られるように希望いたしておきます。

○藤野繁雄君 さつきお願いたしました
十一億八千万円の内訳は理財局長から
御説明をお願いしましたが、更に資料
として五十九種類の金額別の金額を御
提出をお願いいたします。

○政府委員(石田正君) これは五十九
種類ございまして、中には明治の初め
の、明治三年ぐらいのものが実はある
のでございまして、そういうものを一
括整理するといつと、法律的には五十
九種類になる併し大きなものがそれら
くさんあるわけではないのでありまし
て、従いまして明治の錢以下の通貨ま
で入つておるので、現在高は恐らく大
したものでないと思つております
が、五十九種類の品種について数字を

出すといふことは非常にむづかしいの
でございまして、その点御了承を願
たいと思つてございまして。

○藤野繁雄君 五十九種類あつて十一
億八千万円ということであれば、詳細
にわからなかつたらば、大体どれにど
のくらいだといふ見当でよろしいので
ございまして、資料としてお出しを
願います。

○政府委員(石田正君) わかるものに
つきましては、お求めのようになつた
たいと思つております。

○成瀬幡治君 この前です、ね、こうい
うものを換えられたとき、あのときは
どういふ紙幣になつてしまつたから無
駄になつてしまつたといふことがあつ
た、そういう十一億何何あるうち何
パーセントくらい大体貨幣回収がで
きないものだと考えておられますか。こ
の前たび、こういふことをやられ
た、そういうものの例に倣つてどのく
らいと予想されますか。

○政府委員(石田正君) どうもこれは
前例があることは申しましたけれども、
その類案にやつたものでございませ
んで、過去の例から推してこのくら
いであろうといふ推測をいたします。こ
とは、これは何と申しますか、めどを
つけることが困難な性質のものではな
いかと思つてございまして。

○成瀬幡治君 そうすると、この前や
られた昭和二十三年のときはどのくら
い……、あのときはこうだと思つてお
られた金があるわけですが、それにど
のくらい回収せられたかといふ、そう
いふ資料はありますか。

○政府委員(石田正君) ちよつと速記
をとめてお願いしたいのですが、

○委員長(大矢半次郎君) 速記とめ
て。

〔速記中止〕
○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め
て下さい。

他に御発言もないようでありませ
んが、質疑は終了したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

それではこれより採決に入ります。
小額通貨の整理及び支払金の端数計
算に関する法律案を原案通り可決する
ことに賛成のかたの御挙手を願いま
す。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大矢半次郎君) 全会一致で
あります。よつて本案は原案通り可決
すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員
長に御一任願ひたいと思ひます。
それから多数意見者の御署名を願ひ
ます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、社寺
等に無償で貸し付けてある国有財産の
処分に関する法律の一部を改正する法
律案につきまして、内容の説明を願ひ
ます。

○政府委員(阪田泰二君) それではこ
の法律案につきまして御説明申し上げ
たいと思ひます。

この法律案は、社寺等に無償で貸し付
けてある国有財産の処分に関する法律、
この法律の条文の中で、いろ／＼と主務
大臣が処分をいたしますときに、社寺境
内地処分審査会に諮問いたしました上
で処分いたしますことにきまつておりま
す。その審査会に関する規定を削除いた
そうと、こういう趣旨のものでございま
す。この社寺境内地処分審査会は、機構
の關係から申しますと、大蔵省設置法
によりまして大蔵省の附属機関になつ
ておりました。規定がありましたわけ
であります。その存続期間は昭和二十七年
十二月三十一日、昨年末までといふこと
に設置法のほうで相成つておりました
ので、すでに現在は存続していません
のであります。ただこの社寺等に無償で
貸し付けてある国有財産の処分に関す
る法律、この法律のほうでは依然とし
てその審査会に諮問するといふ規定が
残つておりましたので、今回このほ
うの規定を削除いたそうと、こういう
わけでありまして、社寺境内地処分関
する法律につきましては、御承知のこ
とと思ひますが、従来社寺に社寺の国
有境内地として国から無償貸付けを受け
ておりました土地につきまして、これを
無償譲与或いは半額の値段で売払いが
できる、こういう規定でありまして、こ
の規定に基いて社寺等から売払いの申
請が出ました件数が八万二千七百五十

四件でございましたわけでありませ
んが、今日までその審査をすべてこの
審査会に諮問した上で終了いたしてお
りまして、現在未処理のものといつた
しましては、僅かにこの処分を不服とし
て訴願を提出いたしましたものが二件
残つておるだけの状態になつておりま
す。そういうような意味におきまし
て、もはやこの審査会を改めて復活し
て仕事をやるという必要もないと思
はれますので、この際この規定を削除し
よう、こういう趣旨でございまして。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を願
ひます。

○平林太一君 只今管財局長の社寺境
内地処分審査会、これを削除するにつ
いて、従来の数字をお挙げになりました
が、只今二件だけ未処理になつてお
るといふことではあります。その二件と
いふのはどういふのか、これを伺いた
いと思ひます。

○政府委員(阪田泰二君) この二件は
いづれも一度大蔵大臣がこの審査会に
諮問した上で決定いたしましたのであり
ますが、それに対して改めて訴願が出
て来たわけでありまして、その訴願に対
する審査がまだ済んでいないのであり
ます。その二件といふのは、靖国神社
とそれから芝の増上寺、この二つであ
ります。これも本体になります。大部
分の財産につきましてはすでに処分が
済みまして、それで落着いたしてお
るわけでございますが、極く一部につ
きまして問題の点がありまして、訴願に
なつておるわけでありまして。

○平林太一君 只今の二件の御報告は
了承いたしました。そこで関連をいた
しまして、管財局長にお尋ねをいたした
いのでありますが、昨年来非常に問題

になつております富士山頂に対する
訴願、或いは払下げ、こういうこと
の問題が出ておられますが、これに對する
大要を承わりたいと思ひます。

○政府委員(阪田泰二君) この富士山
の八合目以上の土地、これは約百二十
二万六千坪といふのでございますが、
これは従前社寺の境内地として富士
宮市にある富士山本宮淺間神社、こ
れに無償で貸付けたおつたのであり
ますが、その神社からこの法律に基
きまして譲与の申請が期限内に提出
されておつたものであります。これ
に對してこの審査会に諮問をいたしま
した上で、神社の申請は百二十二万六
千坪全部に對する申請であつたわけ
であります、そのうち奥宮神社の社殿
の敷地その他社寺のために必要と認め
られる土地の十七万坪を譲りまして、
約四万九千九百五十二坪であります
が、これだけを譲与する決定が、この
審査会に諮問した上でなされた。これ
に對して神社側からこれを不服として
更に残りの全部を譲与の申請通り許可
してもらいたい、こういう訴願が出て
参つた。その訴願に對しまして、更に
この審査会を開きまして、昨年末に諮
問いたしましたわけでありまして、審
査会のほうに諮問に對する答申があ
つたわけでありまして、その答申の趣
旨は、富士山頂の八合目以上の訴願の
目的の土地につきましては、公用或
いは公益上必要のある土地を除いてこれ
を本宮淺間神社に譲与することが適当
である。そこでどういふものが公用或
いは公益上必要のある土地として國に
留保しておくべき土地であるか、こ
ういふことは十分実情についてよく調べ
て、実情に即して決定してもらいた

い、こういうような諮問に對する答申
があつたわけでありまして、それで審査
会としてはその答申を通すことによつ
て仕事は済んだわけでありまして、大
蔵大臣としてはその答申を受けて決定
をすべき段階にあるわけでありまして
が、それにつきましては、御承知のよ
うないろ／＼の問題がここにございま
して、この社寺境内地処分法の精神に
よつて、或いは又この審査会の答申の趣
旨を十分尊重してやらなければならな
いと思つておりますが、一方から言
いますと、やはり富士山は文化の関
係、觀光の問題、或いは學術研究、い
ろいろそういうような關係から非常に
特殊性を持つておられますので、いろ
ろそういうような關係、世論の關係等
も考慮いたしました上で慎重にきま
なければならぬ、こういうことで只今
検討中でございます。

○平林太一君 只今大要の御説明を承
りましたのでありますが、後段におけ
る管財局長のお話のように、なお一層
一つ慎重を期せらるべき問題である。
すでに審査会等の答申というやうなこ
とに對しては、これを尊重するといふ
ことはそれでよいと思ひますが、この
審査会もこれは終戦後の特に占領軍の
政策、いろ／＼そういうやうなことで
できた私は承りたすのであります
が、これは速かに削除しなければなら
ん。従つて審査会の答申というもの
も、そういう性格の上から今日におい
ては取扱わなければならないのであり
ますから、更にこれにこだわる必要は
ないといふことを私から申し上げます
が、今管財局長のお話の通り、富士山
の存在といふものは、これは社寺の境
内地といふやうなことに考へること

は、三才の童子が考へても常識上境内
地といふやうなものには考へられない
ものであるものでありまして、富士山は
フジヤマ日本と稱して國際的にも日本
の象徴として連想するように富士山を
外国人皆これを連想しており、又日本に
おいても富士山といふものはいわゆる
教育の根本になる面から見ましても、
富士山は日本の象徴である。天皇が國
民の象徴で、國の象徴は富士山であ
る。こういうふうには、これは民主的に
極めて富士山の存在が強くあつて、國
家のな色が強くなつて参つたのであり
ますから、これをどういふ理由があり
ますか、一神社に無償でその申請に
応ずる、或いは僅少な額によつて讓
渡するといふことも、これはさういふ
措置に出すべき問題ではない。さうい
ふ性質のものではない。國有地として
法律によつて申請をして来たので先方
は当然であります、その申請したこ
とによつてそれをいわゆる取捨撰択す
るのが大蔵省の当事者としての役目で
ありますから、さういふ申請のありま
すことは、一応法律によつて来たので
あるが、それを承認することも又却下
することも、それが仕事でありますか
ら、これは性質上払下げをするとか、
境内地として無償で下付するといふよ
うな性質のものでは断じてない。であ
りますから、この問題に對しましては、
なおこの上にも慎重を期して、結論と
してはこれは當然國の所有として、そ
うして殊更に今日に及んで一神社に無
償で払下げるといふことは、國の振
興、國有財産中における富士山に對しま
しては、特にそのことが他に類を見な
いのでありますから、その点を十分に
管財局長は御了承になりまして、この

取扱いに對して、適正を期せられるよ
うといふことを申し上げておきます。そ
れに對して特に何か御意見があれば、
この際一つ承わつておきたいと思ひま
す。

○政府委員(阪田泰二君) お話の点に
つきましては、先ほど申し上げた通りで
ありまして、この法律の精神も十分尊
重して適法な処分をするといふことも
考へなければなりません、世論の動
向、その他いろ／＼広い見地からの考
え方も十分に考慮に入れて慎重に事
運ばなければならぬ、さういふふう
に存じている次第であります。

○成瀬精治君 この答申はいつでき
てくるのですか。

○政府委員(阪田泰二君) 昨年の十二
月二十三日にこの審査会で決定してお
ります。

○成瀬精治君 これは私は大蔵大臣に
やはり質したいと思ひますから、どう
も約半年になん／＼とするわけですか
ら、これは一つ採決する前に大蔵大臣
の意見を聞きたいと思ひます。

○委員(大矢半次郎君) さういふ取
計はあります。

○藤野繁雄君 今お話を聞いてみる
と、まだ未処理の件が二件あるといふ
話であります、この審査会がなくな
つたといふたしますならば、未処理の
二件はどういふやうな方法で処理せら
れる考へであるか、それを承わりたい
と思ひます。

○政府委員(阪田泰二君) この改正法
律案におきまして、審査会に関する規
定が削除されますと、これは本来大蔵
大臣の権限に属する事項でありますか
ら、大蔵大臣が諮問の手續を経ないで

訴願に對して裁決ができる、さういふ
ことに相成ると思ひます。

○藤野繁雄君 さうするといふと、従
来は審査会を経てやつた。今後は大蔵
大臣の所管であるから大蔵大臣が独断
で処理することができ、併し残つ
ておるところのものは特に重大な問
題であるからこゝに残つておるところ
とであつたらば、自分の所管だからと
いつて独断でやるといふことは、却つ
てその処分が不公平になるといふよ
うなことになりはしないか、さういふ心
配をするのであります、さういふふ
うな心配はないやうに公平に処分がで
きるのをごさいますか。

○政府委員(阪田泰二君) この残つて
おられます二件は先ほど申し上げまし
たように、増上寺、増上寺、いづれも
大部分のものは処理が済みまして、極
く一部のものにつきまして、具体的に
言ひますと、例えばその土地につきま
して、他のものがまあ勝手に家を立
ておつたとか、いろ／＼さういつた種
類の問題でありまして、最後の決定
を下すのが遅れておつた、さういふよ
うな關係のものであります。この二件
だけのために特にわざ／＼審査会を
残すといふ必要もないだらう、さう考
へたわけでございます。勿論その訴願の
裁決を大蔵大臣がするに當りまして
は、審査会に諮問はいたしません、
更に慎重に公正な決定をいたすよ
うにしたい、さう考へておられる次第
でございます。

○委員(大矢半次郎君) 次に、信用
金庫法の一部を改正する法律案につ
いて、内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(河野通一君) 今議題になつております信用金庫法の一部を改正する法律案について御説明申し上げますが、この法律案は内容が非常に簡単なものでございます。提案理由の説明において申し上げます。現在御承知のように貸金を業といたしておりますものが相当数多くある。これらの中で金庫という名称を用いておられますものが全国で約五十千くらいあると思ひます。ただこれは支店等を全国的に非常に多数に持つておられますので、支店の数まで入れますと、相当に多数のものが金庫という看板を出しておられます。而も一般の公衆は信用金庫等預金を預かる正規の金融機関と、これらの貸金業者、つまり預金を預かれない単に資金を貸す場合の業者、これらが金庫という名前を使つておられますと、これとの間に區別がなかくつきにくい、そういうことから各方面に弊害を生ずる虞れも相當出て参つております。従ひまして、金融秩序を維持いたしますために、これらのまぎらわしい名称を使うことによつて、いわゆる預金等を受入れることのできる正規の金融機関と限界をあいまいにするということはこの際非常に適當でないと思はれますので、信用金庫法を改正いたしまして、信用金庫でないものは金庫という名称を使つてはいけないというふうなことにいたしたいと考へておられるのであります。条文は極く簡單であります。現在の信用金庫法の第六條の第二項には「この法律によつて設立された金庫以外の者は、その名称中に信用金庫又は信用金庫連合会であることを示すような文字を用いることができない

い。このうちの現在の現行法であります。信用金庫或いは信用金庫連合会であることを示すような文字、これは非常に持つて廻つたような言い方でありますが、具体的に申し上げますと、いわゆる信用金庫という名称は少くとも用いられない。それじや信用金庫であることを示す文字というものは、例えば金庫と単に使用した場合にこの規定に反するかどうかという点が非常にあいまいでありますので、この条文を改めまして、信用金庫という言葉だけではない、単に金庫という字も使用してはならない、こういうことにいたしたいとおきましては、現在金庫という名称を直ちに變更させるとも実情に即さない点もありますので、施行後六カ月間の猶予期間を置いて、その間に適當なる措置をとる余裕を残したのであります。冒頭に申し上げましたように、極く内容は簡單な法律でありますので、御説明はこの程度でとどめたいと思ひます。

○委員(大矢半次郎君) 次に、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案につきまして、内容の説明を聴取いたします。

○説明員(白石正雄君) 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案につきまして、内容の説明を申し上げます。

国が直轄で行います事業につきましては、現在河川法、道路法その他の法律によりまして、関係の地方公共団体から分担金を納付することに相成つておるわけでございますが、これらの分担金の納付状況が残念ながら現在までのところ余り面白くないのであります。昭和二十八年の五月現在におきまして、未納付の分が、二十四年度頃のものも含めまして百十億程度に達しておるわけでありまして、これは速かに納付せしめるように努めなければならぬのであります。地方財政の状況も御承知の通りでありまして、至急整理するといふのもなかなか困難ではなからうかと考へられますので、これらのものにつきまして、今後発生すべき負担金につきましては、これを地方債を以て納付せしめるということができるところによつて納付することができるようにならうと考へておられます。政令の内容をいたしましては、未だ確定はしていないのであります。これは一方におきまして、普通の地方債の発行条件というふうなものを考慮すると共に、又他面におきまして、本措置が普通の地方債でなくして、国に納めしめるべき分担金の一つの納付方法としてとるものであるという特殊性も考へて、その条件を定めなければならぬのではなからうかと考へておられるわけでありまして、その期間等につきましては、普通の地方債は例へば十五年というふうな長期に相成つておるわけでありまして、この措置はそのような長期なものには到底考

えられないわけでありまして、現実には毎年納付すべきものを若干延期をしておかれるというふうな措置でありますから、長く認めても五年程度のものに相成るのではなからうかと考へておられるわけでありまして、なお本措置は、附則のほうで規定しております。二十八年度以後に国が直轄して行う事業についての負担金の納付から適用するといふように相成つておられますので、先ほど申し上げました現在まで納付すべきもので、なお未納付になつておられます百十億程度のものにつきましては、本措置は適用がないわけでありまして、これらにつきましては、成るべく速かに納付せしむべきものでありまうと思ひます。これはなかなか困難であらうと思ひますので、政令でこれも成るべく速かな時期に納付せしめるように規定すると同時に、二十八年度以降の分の権衡を考慮いたしまして、一定の利息をとるといふような方法によつてその納付を促進せしめる、かような措置をとることが適當であらうと考へまして、第二項を規定した次第であります。

以上がこの法律案の内容でございます。○委員(大矢半次郎君) 次に、塩業組合法案について、その内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(今泉兼寛君) 御承知の通り我が国は天候、気象条件が製塩の施設に極めて恵まれておりません。関係上、国内の塩の需要は食糧塩が約百万トン、工業塩が同じく約百万トン、大體二百萬トンの間に必要である、それに対しまして国内で自給できません。は大體五十萬トン足らず、四分の一足らず、こういう状況でございます。あの百五十萬トン内外は毎年これを海外から輸入して、こういう状況でございます。まして、どうしてもこの自給度をもつと、高めて行く必要がございます。それには国内塩のコストの節減を圖つて行くことが極めて大事なことでございます。それには小規模な、現在やつておられます平釜式製塩をやめまして、組合組織による大規模な真空式な合同製塩に切換えることが必要であるのでございます。この場合に組合は通常の共同事業のほかに、大規模な煎煮施設を經營する必要があるのでございまして、組合の運営には相當多額の資金の調達を必要とする、これがために比較的實力のございする組合員の出資によりまして、自己資金を豊富にし、且つ塩業に熱意を持ち、企業合理化的のために多額の出資を行う者の組合の發言力を更に高めて行く、これが必要であらうと考へるのでございまして、従つて現在の中小企業等協同組合法によつては、今申し上げたような所期の要求を充たすことが不十分である、それがために今度新たにこの塩業協同組合法を制定いたしまして、今申し上げたような目的を達成したい、これが本法案を提出した第一の眼目でございます。現在、中小企業等協同組合法と、今度御提案いたしました塩業組合法との違いはどうかという点にあるかという点を申し上げます。御説明に代へたいと思ひます。

先ず第一点は、組合員一人当りの出資口数の最高限の規定でございます。これは第十條に規定してあるのでございまして、現在中小企業等協同組合法

では、一人当り出資口数の最高限は百分の二十五という規定になつております。それを今度の組合法におきましては百分の三十五まで引上げまして、個人で出資し得る率を百分の十だけ高めております。

それから第二点は、議決権及び選挙権の数でございますが、これは出資口数を加味いたしまして定めることができることといたしまして、この場合において組合員一人の有する議決権又は選挙権の最高限度は総数の六分の一というふうにしたわけでございます。中小企業等協同組合法においては一人一票、こういうことになつております。

それから第三点は、組合脱退者の持分の払戻しの問題でございますが、これは組合の事業の運営を著しく混乱させる虞れがある場合には、その払戻しに關しまして一定の条件を付けることができるという規定を置いた次第でございます。

それから第四点は、中小企業等協同組合法においては総代会という制度があるのですが、塩業組合法においてはこの総代会の制度はやめまして、総会を以てこれをすべて執行する、こういうことといたした次第でございます。

それから第五点は、塩業組合連合会を置きまして、これは中央に一個置くわけでございますが、その会員たる者の資格といたしましては、地区の組合のみならず、会社、或る場合には個人をもその組合員にすることができ、こういう規定を置いた次第でございます。

あと若干の問題につきまして、現在の中小企業等協同組合法と違つた点が

ございまして、詳細な規定はいたしてありますが、条文の割合には手続その他の規定が大部分でございます。大きな相違は今申上げたような点に尽きると思っています。

なお詳細につきましては、御質問を待つてお答え申上げたいと思つております。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕
○委員長(大矢半次郎君) それじや速記を始め下さい。

本日はこれを以て散会いたします。午後三時二十六分散会

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された

一、国の所有に属する物品の売払代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案

金の納付に關する法律の一部を改正する法律案

国の所有に属する物品の売払代金の納付に關する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「半年」の下に「(国有の林野から産出する樹木の売払代金にあつては、一年)」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

五月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、貴石、貴金属の物品税に關する請願(第九号)

一、協同組合に対する法人税免除の請願(第九四号)

一、がん具の物品税免税点引上げに關する請願(第一〇〇号)

一、物品税法中にけ粧用セットを含む等の請願(第一〇一号)

一、所得税、総所得額の決定に關する陳情(第五号)

第九号 昭和二十八年五月二十日受理
貴石、貴金属の物品税に關する請願

請願者 静岡縣浜松市青町五五 斎藤徳蔵外百十四名

紹介議員 小林 武治君

政府は一月二十日の閣議において貴石、貴金属製品等につき現行の製造課税を廃し小売課税に改正される案を發表したが、過去において小売課税が実に煩雜でしかも徴税実績が上らないために源泉課税になつたにもかかわらず、製造業者はこれら物品税を小売業者に転かしよとと独善的な運動を起しているが、眞の是、否を極めずして今日再び逆戻りの決定をされることは時代錯誤もはなはだしく、多数の小売業者を苦しめるばかりから、貴石貴金属の製造課税を小売課税に改正することに對して反対であるとの請願。

第九四号 昭和二十八年五月二十一日受理
協同組合に対する法人税免除の請願

請願者 長野県諏訪郡米沢村農 業協同組合長 伊藤直一 外二十四名

紹介議員 羽生 三七君

協同組合に対する法人税は、きわめて大きな重圧となり、組合の資本蓄積をいぢるしく減殺しているから、協同組合の社会的な重要性と資本蓄積が本質的に困難なる事情を考慮し、同組合に對する法人税を免除せられたいとの請願。

第一〇〇号 昭和二十八年五月二十一日受理
がん具の物品税免税点引上げに關する請願

請願者 東京都台東区浅草柳 橋二ノ一 關東セルロイド工業協同組合 合理事長 戸谷佐治

紹介議員 宮田 重文君

がん具は幼童の必需品であるから、現行物品税法によつて物品税を課せられて第一種丁類四十二号(ロ)のがん具の免税点一個または一組について二百五十円未満を五百円未満に引き上げられたいとの請願。

第一〇一号 昭和二十八年五月二十一日受理
物品税法中にけ粧用セットを包含する等の請願

請願者 東京都台東区浅草柳橋 二ノ一 關東セルロイド工業協同組合連合会 理事長 戸谷佐治

紹介議員 宮田 重文君

現行の物品税法によつて課せられて第一種丁類四十六号(ロ)のけ粧用具のうち(一)の規定によるコンパクト、おしろい入その他け粧品の容器、け粧具入れ等の外に新たにこれ等を組み合せ収容した「け粧用セット」の項目

を設け、その免税点を五百円に定められるよう改正せられたいとの請願。

第五号 昭和二十八年五月二十一日受理
所得税、総所得額の決定に關する陳情

陳情者 長崎市岐町三一長崎県 町村議會議長内 浦口淳一

市町村民税の課税標準となる所得税、総所得額の決定額が不公平であると、市町村民税も不公平な税額となり二重に町村民の不平を招く結果となり徴税上種々の困難を生じるから、所得税、総所得額の決定に當つては、慎重かつ公平を期するため国の一方的措置のみならず民主的方法を加味する等の措置を講ぜられたいとの陳情。

六月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、揮発油税軽減に關する請願(第一二四〇号)(第二五六号)(第二六六号)

一、石油関税の減免措置延期に關する請願(第二四一号)(第二四二号)(第二二五号)(第二九一号)

一、商工組合中央金庫に對する政府指定預託金償還延期等の陳情(第二七号)

第二四〇号 昭和二十八年五月二十一日受理
揮発油税軽減に關する請願

請願者 東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会 内 小野哲外一名

紹介議員 高木 正夫君

揮発油税は、一キロリットル当り一万一千円という税の均衡を破つた過酷な重税

であり、しかもトラック企業における各種の税の負担力は全く無視されその経営は危うい程深刻なものであるから、揮発油税一キロワットル当り五千円に減税せられたとの請願。

第二五六号 昭和二十八年五月二十八日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 大分市大字大分二、七二五ノ一大分貨物運送株式会社社長 橋本新一郎

紹介議員 一松 定吉君
トラック企業にとつて、ガソリンは、電鉄事業における電力に匹敵するものであるが、ガソリン税は、電気税の十倍という重税であり、また輸振振興が強く要求され生産コストに、貿易にその動脈となるトラック輸送費の低廉がその一環として考慮されなければならぬ際であるから、揮発油従量税キロ当り一万一千円を五千円に減税せられたとの請願。

第二六六号 昭和二十八年五月二十八日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 熊本市花畑町三一熊本市県トラック協会内 渡辺幸義
紹介議員 早川 慎一君

この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。
第二四二号 昭和二十八年五月二十八日受理
石油関税の減免措置延期に関する請願
請願者 東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会
内小野哲外一名

昭和二十六年、二十七年に於いて石油関税率を一年四月、五月において石油関税率を一割減税する特別措置が採られたが、本税を免税とする根本的な関税率法の改正は不可能としても、少くとも昭和二十七年に実施された、(一)原油、重油および粗油は無税とする、(二)撰氏十五度における比重が〇・八四九八をこえないもの一割、(三)撰氏十五度における比重が〇・八七六二をこえずかつ引火点が撰氏百十五度をこえないもので一般に燃料として使用されているものについては一割として、その他のものについては二割とする等の減免措置を引き続き昭和二十八年にも認められたとの請願。

紹介議員 高木 正夫君
昭和二十六年三月、関税率法が改正された際、昭和二十六年、二十七年に於いて「石油関税率を一割減税する特別措置」がとられてきたが、現下の輸出不振により国際価格に対する生産コストの引下げは真剣な考慮と英断が必要とされる際であるから、本措置が引きつづき昭和二十八年にも認められるよう特に配慮せられたとの請願。

第二四二号 昭和二十八年五月二十八日受理
石油関税の減免措置延期に関する請願
請願者 大分市大字大分二、七二五ノ一大分貨物運送株式会社社長 橋本新一郎
紹介議員 松原 一彦君

昭和二十六年三月、関税率法が改正された際、昭和二十六年、二十七年に於いて「石油関税率を一割減税する特別措置」がとられてきたが、現下の輸出不振により国際価格に対する生産コストの引下げは真剣な考慮と英断が必要とされる際であるから、本措置が引きつづき昭和二十八年にも認められるよう特に配慮せられたとの請願。

第二二五号 昭和二十八年五月二十八日受理
石油関税の減免措置延期に関する請願
請願者 熊本市花畑町三一熊本市県トラック協会内 渡辺幸義
紹介議員 早川 慎一君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。
第二七号 昭和二十八年五月二十六日受理
商工組合中央金庫に対する政府指定預託金償還延期等の陳情
陳情者 奈良市善提町一、一四一奈良商工協同組合連合会理事長 宮内宏平

請願者 熊本市花畑町三一熊本市県トラック協会内 渡辺幸義
紹介議員 早川 慎一君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。
第二九一号 昭和二十八年五月二十九日受理
石油関税の減免措置延期に関する請願
請願者 大分県別府市大字別府九七五ノ一〇東豊運送株式会社社長 八坂善一郎

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。
第二七号 昭和二十八年五月二十六日受理
商工組合中央金庫に対する政府指定預託金償還延期等の陳情
陳情者 奈良市善提町一、一四一奈良商工協同組合連合会理事長 宮内宏平

商工組合中央金庫に対する政府指定預託金約六十億円は、本月末より毎月約その一割を償還することになっているが、わが国の商工業中とくに中小企業は不振沈滞の極に達し、いまや自滅線上の危機にひんしている現状であり、商工組合中央金庫に対する政府指定預託金毎月五億円の償還は直ちに中小企業の金融面に反映し重大なる危機を招来するおそれなしとしないから、商工組合中央金庫に対する政府指定預託金の償還を延期せられるとともに商工組合中央金庫の整備強化を図り政府資金を大幅に増額せられたとの陳情。

六月十三日本委員会に左の事件を付託された。
一、小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案
小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案
計算に関する法律案
小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案

(目的)
第一条 この法律は、最近における取引の实情に即応し、一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理するとともに、一円未満の通貨の発行を停止することとし、これに伴い、現金支払の場合における支払金の端数計算の基準を定めて取引の円滑化に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「小額補助貨幣」とは、左の各号に掲げるものをいう。
一 貨幣法(明治三十年法律第十六号)の規定により政府が発行した貨幣のうち額面価格が五十銭以下のもの
二 貨幣法第十七条の規定により通用を認められた貨幣
三 臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)の規定により政府が発行した臨時補助貨幣のうち額面価格が一円以下のもの

2 この法律において「小額紙幣」とは、臨時通貨法の規定により政府が発行した五十銭の小額紙幣で昭和二十八年十二月三十一日において現に通用するものをいう。

3 この法律において「小額日本銀行券」とは、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十九条第一項の規定により日本銀行が発行した十銭及び五銭の日本銀行券をいう。
4 この法律において「小額通貨」とは、小額補助貨幣、小額紙幣及び小額日本銀行券をいう。
(小額通貨の通用禁止及び引換)
第三条 小額通貨は、昭和二十八年十二月三十一日限り、その通用を禁止する。
2 小額通貨は、昭和二十九年一月四日以後次条から第六条までの規定により引き換えるものとする。
(小額通貨の引換の請求)
第四条 小額通貨を所持する者は、昭和二十九年一月四日から昭和二十九年六月三十日まで、その所持する小額通貨を小額通貨以外の通貨と引き換えることを請求することができる。但し、小額通貨の合計額に五十銭未満の端数がある場合におけるその端数額に相当する小額通貨及び小額通貨の合計額が五十銭未満である場合におけるその小額通貨については、この限りでない。

2 左の各号に掲げる場合における前項の規定による引換の期間は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間とする。
一 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十九年六月一日以後本邦(当該政令で定める地域を除く。)に到着した者の所持する小額通貨を引き換

2 左の各号に掲げる場合における前項の規定による引換の期間は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間とする。
一 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十九年六月一日以後本邦(当該政令で定める地域を除く。)に到着した者の所持する小額通貨を引き換

2 左の各号に掲げる場合における前項の規定による引換の期間は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間とする。
一 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十九年六月一日以後本邦(当該政令で定める地域を除く。)に到着した者の所持する小額通貨を引き換

える場合については、到着の日から一月以内

二 その他やむを得ない事由がある場合であつて政令で定める場合については、政令で定める期間

三 適用を禁止したる貨幣紙幣の引換に関する件（明治二十三年法律第十三号）は、第一項の規定により小額補助貨幣及び小額紙幣の引換を請求する場合には、適用しない。

（引換事務の取扱機関）
第五条 小額通貨の引換に関する事務は、大蔵省令で定めるところにより、日本銀行が行ふ。

2 郵政官署は、政令で定めるところにより、日本銀行に代り、前項の事務の一部を取り扱うものとする。

（引換金額の特例）
第六条 第四條第一項の規定による小額通貨の引換の請求があつた場合において、引換を請求する小額通貨の合計額に五十銭以上一円未満の端数があるときはその端数額を、その合計額が五十銭以上一円未満であるときはその合計額を、引換を請求する者一人につき一回に限り、一円と引き換えるものとする。

（日本銀行に対する引換差額の交付）
第七条 政府は、第四條から前条までの規定により小額通貨が小額通貨以外の通貨と引き換えられた場合において、当該小額通貨以外の通貨の額面価格の合計額がその引き換えられた小額通貨の額面価格

の合計額を超過するときは、その超過額に相当する金額を、予算の定めるところにより、日本銀行に交付するものとする。

（報告）
第八条 日本銀行は、大蔵省令で定める手続により、第四條から第六條までの規定による小額通貨の引換に関する報告書で大蔵大臣に提出しなければならない。

（小額通貨の未回収残高の処理）
第九条 政府は、昭和二十九年六月三十日における小額紙幣の発行高及び郵政官署が保有する小額紙幣の額面価格の合計額及び大蔵大臣が定める金額を差し引いた金額を、大蔵省令で定める手続により、小額紙幣発行高から除去し、その除去した発行高に相当する金額を即日歳入に受け入れるものとする。

2 日本銀行は、昭和二十九年六月三十日における小額日本銀行券の発行高を、同年七月一日における日本銀行券発行高から除去するものとする。

3 日本銀行は、特別の勘定を設け、前項の規定により除去した発行高に相当する金額を区分整理しなければならない。

4 日本銀行は、第二項の規定により除去した発行高に相当する金額から政令で定める金額を差し引いた金額に相当する金額を、政令で定めるところにより、政府に納付しなければならない。

5 前項に定めるものの外、第二項の規定により除去した発行高に相

当する日本銀行の財産の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

（一円未満の通貨の発行停止）
第十条 政府は、当分の間、一円未満の額面価格を有する貨幣（臨時補助貨幣を含む）及び紙幣を発行しないものとする。

2 日本銀行は、当分の間、一円未満の額面価格を有する日本銀行券を発行することができない。

（債務の支払金の端数計算）
第十一条 債務の弁済を現金の支払により行ふ場合において、その支払うべき金額（数個の債務の弁済を同時に現金の支払により行ふ場合においては、その支払うべき金額の合計額）に五十銭未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を切り捨てて計算するものとし、その支払うべき金額に五十銭以上一円未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭以上一円未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を一円として計算するものとする。但し、特約がある場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、国及び公社等（国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）に規定する国及び公社等をいう。以下同じ）が収納し、又は支払う場合において、適用しない。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十条、第十一条及

び次項から附則第十項までの規定は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。
一 小額紙幣整理法（昭和二十三年法律第四十二号）
二 補助貨幣損傷等取締法臨時特例（昭和二十七年法律第三百三十二号）

3 旧小額紙幣整理法第一条に規定する小額紙幣のうち、同法第二条但書に規定する外国その他大蔵大臣の指定する地域から引き揚げ、昭和二十八年十二月一日以後本邦に到着した者の所持するものは、第三条第二項及び第四条から第八条までの規定の適用については、第二条第二項に規定する小額紙幣とみなす。

4 附則第二項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約の保険料については、簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四十五号）附則第三項の規定により保険料の取立を停止したものを除いて、当該保険料の一年分を前納する払込方法によることを約したものとみなす。但し、左に掲げるものについては、この限りでない。

一 簡易生命保険約款の定めるところによりその払込について団体の取扱を受ける保険料

二 昭和二十一年十月一日以後に効力が発生した簡易生命保険契

約の保険料と併合して払い込む保険料

6 前項各号に掲げる保険料が払い込まれる場合においては、その払込金額（当該保険料と併合して払い込まれる保険料を含む）の合計額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。

7 国庫出納金等端数計算法の一部を次のように改正する。
第一条中「法令による公団、」及び「商船管理委員会、閉鎖機関整理委員会、」を削り、「国及び公団等」と「国及び公社等」に改める。
第二条から第四条まで中「国及び公団等」を「国及び公社等」に改める。

第五条第一項中「百円未満であるときは、」の下に「政令をもつて指定する国税又は地方税の場合を除く外、」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（益金等の端数計算の特例）
第六条の二 法令の規定により納付する益金又は欠損補てん金に對する第二條第一項の規定の適用については、同項中「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、」とあるのは、「一円未満の端数があるときは、益金については、その端数金額を切り捨て、欠損補てん金については」とする。

第七條第一項各号列記以外の部分中「第二項及び第三項の規定に該当する場合を除き」を削り、同項第一号から第五号までを削り、同項第六号中「、第十條及び附則第二項を」と及び第十條に改め、同号を同項第一号とし、同項第七号を同項第二号とし、同項第八号を削り、同項第九号を同項第三号とし、同條第二項及び第三項を削る。

8 国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一項の項番号及び附則第二項を削る。

9 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項但書を削る。
政府契約の支払遅延防止等に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律案
一、塩業組合法案
一、信用金庫法の一部を改正する法律案

地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律案

1 政府は、当分の間、国が直轄で行う事業について地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港灣局を含む）が法律に基いて負担する負担金（以下「負担金」という。）については、政令で定めるところにより、当該地方公共団体の発行する地方債の証券（港灣局の発行する債券を含む。）をもつて納付させることができる。

2 政府は、昭和二十七年以前に国が直轄で行つた事業についての負担金で、政令で定める日までに納付されないものについては、政令で定める日後、政令で定めるところにより、延滞利子を附することができ。

附則
この法律は、公布の日から施行し本則第一項の規定は、昭和二十八年年度以後に国が直轄で行う事業についての負担金の納付から適用する。

塩業組合法案
目次
第一章 總則（第一条―第七条）
第二章 事業（第八条―第九条）
第三章 組合員及び役員（第十条―第二十三条）
第四章 設立（第二十四条―第三十一条）
第五章 管理（第三十二条―第六十三条）

第六章 解散及び清算（第六十四条―第七十条）
第七章 雜則（第七十一条―第七十五条）
第八章 罰則（第七十六条―第八十一条）

附則
第一章 總則
第一条（目的）
この法律は、塩業者の協同組織の健全な発達により塩業の合理化を促進し、もつて塩の生産の維持増進を図るとともに塩業者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

第二条（種類）
塩業組合（以下「組合」という。）は、左の各号に掲げるものとする。
一 地区塩業組合
二 塩業組合連合会
三 塩業組合中央会

第三条（法人格及び住所）
組合は、法人とする。
組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第四条（名称）
組合は、その名称中に、左の文字を用いなければならない。
一 地区塩業組合にあつては、塩業組合

二 塩業組合連合会にあつては、塩業組合連合会
三 塩業組合中央会にあつては、塩業組合中央会
組合でない者は、その名称中に地区塩業組合、塩業組合連合会又は

は塩業組合中央会であることを示す文字を用いてはならない。
3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律との關係）
第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）は、組合が行う正当な行為については適用しない。但し、不正な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

（組合員又は会員の資格）
第六条 地区塩業組合の組合員たる資格を有する者は、その組合の地区内において塩、にがり又はかん水の製造を行う者であつて、定款で定めるものとする。

2 塩業組合連合会（以下「連合会」という。）の会員たる資格を有する者は、当該連合会の地区の全部若しくは一部を地区とする地区塩業組合若しくは塩業に關する事業協同組合又は当該連合会の地区内において塩、にがり若しくはかん水の製造を行う者であつて、定款で定めるものとする。

3 塩業組合中央会（以下「中央会」という。）の会員たる資格を有する者は、連合会とする。但し、地区塩業組合若しくは塩業に關する中小企業等協同組合（企業組合を除く。）であつて、加入すべき連合会がないもの又は塩、にがり若しくはかん水の製造を行う者であつて、加入すべき地区塩業組合及び連合会がないものは、定款で定め

るところにより總會の議決を経て、中央会の会員となることができ。

（登記）
第七条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。
第二章 事業
（地区塩業組合）
第八条 地区塩業組合は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。
一 塩、にがり又はかん水の製造、加工、保管その他組合員の事業に關する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入
三 組合員の事業に必要な物資の購入及び加工
四 塩田その他の製塩施設の改良、造成、取得及び災害復旧
五 組合員の福利厚生に關する施設

六 組合員の事業に關する経営及び技術の改善向上のため必要な指導、研究及び調査に關する施設
七 組合員の組合事業に關する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に關する施設
八 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
九 前各号の事業に附帶する事業

2 地区塩業組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額は、その事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一をこえてはならない。

3 地区塩業組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

4 第一項第八号の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同号の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5 第一項第八号の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員が第一項第八号の団体協約の相手方と締結する契約であつて、その内容がその団体協約の内容に違反するものについては、その違反する契約の部分は、その団体協約の内容に従つて契約したものとみなす。

(連合会及び中央会)
第九条 連合会及び中央会は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 会員に対する資金の貸付(手形の割引を含む。)及び会員のためにするその借入

二 連合会又は中央会を直接又は間接に構成する者(以下本条において「所屬員」という。)の事業に必要な物資の購入、所屬員の

製造したにがり製品の販売その他所屬員の事業に関する共同施設

三 所屬員の福利厚生に関する施設

四 所屬員の事業に関する経営及び技術の改善向上のため必要な指導、研究及び調査に関する施設

五 所屬員の組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

六 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

七 前各号の事業に附帯する事業

2 連合会及び中央会については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。

第三章 組合員及び会員
第十条 組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の三十五をこえてはならない。但し、組合員の数が二人の場合は、この限りでない。

4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込について、相殺をもつて組合員に対抗することができる。

第十一條 組合員は、各一個の議決権及び役員を選挙権を有する。但し、組合員の数が六人以下の場合を除く外、組合員一人につき、議

決権又は選挙権の総数の六分の一をこえない範囲内において、定款で定めるところにより、出資口数に依り二個以上の議決権又は選挙権を有することができる。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第五十二条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができ、議決権又は選挙権を行うことができ、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、十人以上の組合員を代理し、又は議決権若しくは選挙権の総数の六分の一をこえる議決権若しくは選挙権を代理して行使することができる。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合員に差し出さなければならない。

(経費の賦課)
第十二條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合員に対抗することができる。

(使用料及び手数料)
第十三條 組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

第十四條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとき

は、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)
第十五條 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した更又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

第十六條 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員となつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)
第十七條 組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができる。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

第十八條 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)
第十九條 組合員は、左の事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

4 組合員は、持分を共有することができない。

(任意脱退)
第十八條 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)
第十九條 組合員は、左の事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、總會において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあつた組合員

四 その他定款で定める事由に該当する組合員

8 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払戻)
第二十條 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、

昭和二十八年六月十八日【参議院】

その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当り、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に備すべき損失額の払戻を請求することができる。

4 第一項の請求による持分の払戻が組合の事業の運営を著しく困難にするおそれがあるときは、組合は、日本専売公社（以下「公社」という。）の承認を受けて、その払戻に關し一定の条件を附することができる。

(時効)
第二十一条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(払戻の停止)
第二十二条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払戻を停止することができる。

(出資口数の減少)
第二十三条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款で定めるところにより、事業年度の終において、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第二十

条及び第二十一条の規定を準用する。

第四章 設立

(発起人)

第二十四条 地区塩業組合を設立するには、その組合員とならうとする四人以上の者が発起人となることを要する。

2 連合会を設立するには、その会員とならうとする二以上の者が発起人となることを要する。但し、そのうち少くとも一は、地区塩業組合又は塩業に關する事業協同組合でなければならぬ。

3 中央会を設立するには、会員とならうとする二以上の連合会が発起人となることを要する。

(創立總會)
第二十五条 発起人は、定款を作成し、これを會議の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 前項の公告は、會議開催日の少くとも二週間前までにしなければならぬ。

3 中央会の創立總會は、連合会の過半数の同意を得なければ、開くことができない。

4 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

5 創立總會においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に關する規定については、この限りでない。

6 創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者であつて、その会

日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

7 創立總會については、第十一条（第一項但書を除く。）並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害關係人の議決権）、第二百四十三条總會の延期又は統行的決議、第二百四十四条（株主總會の議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（株主總會の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「塩業組合第五十二条」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「塩業組合第五十六条」と読み替へるものとする。

(定款の認証)
第二十六条 発起人は、創立總會終了後遅滞なく、定款につき、公社の認証を受けなければならない。

2 公社は、定款が法令に違反する場合を除いては、認証をしなければならない。

3 定款は、第一項の認証を受けなければ、その効力を生じない。

(理事への事務引継)
第二十七条 発起人は、前条第一項の認証を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(出資の第一回払込)
第二十八条 理事は、前条の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込をさせなければならない。

2 前項の第一回の払込の金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後に行ふことを妨げない。

(成立の時効)
第二十九条 組合は、主たる事務所所在地において、政令で定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。

(届出)
第三十条 組合は、成立の日から二週間以内の間に公社に役員名簿を添えてその旨を届けなければならない。役員名簿の記載事項に変更を生じたときも、また同様とする。

(商法の準用)
第三十一条 組合の設立については、商法第四百二十八条（株式会社）の規定を準用する。

第三十二条 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区
四 事務所所在地

五 組合員たる資格に關する規定

六 組合員の加入及び脱退に關する規定

七 出資一口の金額及びその払込の方法

八 経費の分担に關する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に關する規定

十 準備金の額及びその積立の方法

十一 議決権及び選挙権に關する規定

十二 役員の数に關する規定

十三 事業年度

十四 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めた場合は、その時期又はその事由を、現物出資をする者を定めた場合は、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに對して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合は、その財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

(規約)
第三十三条 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 總會に關する規定

二 業務の執行及び会計に關する規定

三 役員に關する規定

四 組合員に關する規定

五 その他必要な事項

(役員)
第三十四条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならぬ。但し、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならぬ。
5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならぬ。

6 役員選挙は、無記名投票によつて行ふ。
(役員任期)
第三十五条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。
(理事会)
第三十六条 組合の業務の執行は、理事会が決する。
第三十七条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(役員兼職禁止)
第三十八条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。
(理事の自己契約)
第三十九条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条(自己契約)の規定を適用しない。

(理事の責任)
第四十条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。
2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第四十二条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。
(定款その他の書類の備付及び閲覧等)
第四十一条 理事は、定款、規約並びに總會及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならぬ。
一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日

三 出資口数、払込済金額及びその払込の年月日
3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求め、正当な理由がないのにこれを拒んではならぬ。
(決算関係書類の提出、備付及び閲覧等)
第四十二条 理事は、通常總會の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常總會に提出し、その承認を求めなければならない。
3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求め、正当な理由がないのにこれを拒んではならぬ。
(会計帳簿等の閲覧等)
第四十三条 組合員は、總組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求め、正当な理由がないのにこれを拒んではならぬ。

(役員改選)
第四十四条 組合員は、總組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員改選を請求することができる。その請求につき總會において出席者の議決権の過半数による同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。
2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならぬ。但し、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。
4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を總會の議に附し、且つ、總會の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、且つ、總會において弁明する機会を与えなければならない。
5 前項の場合については、第五十条第二項及び第五十一条の規定を準用する。
(商法等の準用)
第四十五条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴及及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百六十一条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第四十条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八条

において出席者の議決権の過半数による同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。
2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならぬ。但し、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。
4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を總會の議に附し、且つ、總會の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、且つ、總會において弁明する機会を与えなければならない。
5 前項の場合については、第五十条第二項及び第五十一条の規定を準用する。
(商法等の準用)
第四十五条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百六十七から第二百六十八ノ三まで(取締役に対する訴及及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百六十一条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第四十条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八

において出席者の議決権の過半数による同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。
2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならぬ。但し、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。
4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を總會の議に附し、且つ、總會の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、且つ、總會において弁明する機会を与えなければならない。
5 前項の場合については、第五十条第二項及び第五十一条の規定を準用する。
(商法等の準用)
第四十五条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百六十七から第二百六十八ノ三まで(取締役に対する訴及及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百六十一条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第四十条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八

(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十二条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十条ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは、「塩業組合法第四十二条第二項と読み替へるものとする。」
(顧問)
第四十六条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に關し、助言を求め、且つ、總會において顧問は、組合を代表することができる。

(参事及び会計主任)
第四十七条 組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。
2 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条(支配人の規定を準用する)。

第四十八条 組合員は、總組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。
2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。
3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又

は会計主任の解任の可否を決しなければならぬ。

4 理事は、前項の可否の決定の日
の七日前までに、その参事又は会
計主任に対し、第二項の書面を送
付し、且つ、弁明する機会を手え
なければならぬ。

(総会の招集)

第四十九条 通常総会は、定款で定
めるところにより、毎事業年度一
回招集しなければならない。

第五十条 臨時総会は、必要がある
ときは、定款で定めるところによ
り、何時でも招集することができ
る。

2 組合員が総組合員の五分の一以
上の同意を得て、会議の目的たる
事項及び招集の理由を記載した書
面を理事に提出して総会の招集を
請求したときは、理事会は、その
請求のあつた日から二十日以内に
臨時総会を招集すべきことを決定
しなければならない。

第五十一条 前条第二項の規定によ
る請求をした組合員は、同項の請
求をした日から十日以内に理事が
総会招集の手続をしないときは、
公社の許可を受けて総会を招集す
ることができる。理事の職務を行
う者が不在の場合において、組合員
が総組合員の五分の一以上の同意
を得たときも、また同様とする。

(総会招集の手続)

第五十二条 総会を招集するには、
会日の十日前までに、会議の目的
たる事項を示し、定款で定めた方
法に従つて各組合員に通知しなけ
ればならぬ。

(通知又は催告)

第五十三条 組合の組合員に対して
する通知又は催告は、組合員名簿
に記載したその者の住所(その者が
別に通知又は催告を受ける場所を
組合に通知したときは、その場所)
にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到
達すべきであつた時に到達したも
のとみなす。

(総会の議決事項)

第五十四条 左の事項は、総会の議
決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 規約の設定、変更又は廃止
 - 三 毎事業年度の収支予算及び事
業計画の設定又は変更
 - 四 経費の賦課及び徴収
 - 五 その他定款で定める事項
- 2 定款の変更は、公社の認証を受
けなければならない。
- 3 前項の認証については、第二十
六条第二項の規定を適用する。
- (総会の議事)
- 第五十五条 総会の議事は、この法
律又は定款若しくは規約に特別の
定めがある場合を除いて、出席者の
議決権の過半数で決し、可否同数
のときは、議長が決すところによ
る。
- 2 議長は、総会において選任す
る。
- 3 総会においては、第五十二条の
規定によりあらかじめ通知した事
項についてのみ議決することがで
きる。但し、定款で別段の定をし
たときは、この限りでない。

(特別の議決)

第五十六条 左の事項は、総組合員
の半数以上が出席し、その議決権
の三分の二以上の多数による議決
を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第五十七条 総会については、商法
第二百三十一条(総会の招集の決
定)、第二百三十九条第五項、第
二百四十条第二項(特別利害関係
人の議決権)、第二百四十三条(総
会の延期又は続行の決議)、第二
百四十四条(株主総会の議事録)、
第二百四十七条から第二百五十
条まで、第二百五十二条及び第二
百五十三条(株主総会の決議の取消
又は無効)の規定を適用する。こ
の場合において、同法第二百四十
三条中「第二百三十二条」とあるの
は、増業組合法第五十二条と、同
法第二百四十七条第一項中「第三
百四十三条」とあるのは、増業組
合法第五十六条」と読み替へるも
とする。

(出資一口の金額の減少)

第五十八条 組合は、出資一口の金
額の減少を議決したときは、その
議決の日から二週間以内に、財産
目録及び貸借対照表を作らなけれ
ばならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者
に対して、異議があれば一定の期
間内にこれを述べべき旨を公告
し、且つ、知れている債権者に

は、各別にこれを催告しなければ
ならない。

3 前項の一定の期間は、一箇月を
下つてはならない。

第五十九条 債権者が前条第二項の
一定の期間内に異議を述べなかつ
たときは、出資一口の金額の減少
を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、
組合は、弁済し、若しくは相当の
担保を供し、又は権債者に弁済を
受けさせることを目的として信託
会社若しくは信託業務を営む銀行
に相当の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少に
ついては、商法第三百八十条(株
式会社の資本減少の無効)の規定
を適用する。

(準備金及び繰越金)

第六十条 組合は、定款で定める額
に達するまでは、毎事業年度の剰
余金の十分の一以上を準備金とし
て積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額
は、出資総額の二分の一を下つて
はならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん
補に充てる場合を除いては、取り
くずしてはならない。

4 第八条第一項第六号若しくは第
七号又は第九条第一項第四号若
しくは第五号の事業を行う場合は、
その事業の費用に充てるため、毎
事業年度の剰余金の二十分の一以
上を翌事業年度に繰り越さなけれ
ばならない。

(剰余金の配当)

第六十一条 組合は、損失をてん補

し、前条第一項の準備金及び同条
第四項の繰越金を控除した後でな
ければ、剰余金の配当をしてはな
らない。

2 剰余金の配当は、定款で定める
ところにより、組合員の組合事業
の利用分量又は払込済出資額に
応じてしなければならない。

3 払込済出資額に応じてする剰余
金の配当の率は、年一割をこえて
はならない。

第六十二条 組合は、定款で定める
ところにより、組合員が出資の払
込を終るまでは、その組合員に配
当する剰余金をその払込に充てる
ことができる。

(組合の持分取得の禁止)

第六十三条 組合は、組合員の持分
を取得し、又は買権の目的として
これを受けることができない。

第六章 解散及び清算

(解散の事由)

第六十四条 組合は、左の事由によ
つて解散する。

- 一 総会の決議
 - 二 合併
 - 三 破産
 - 四 定款で定める存立時期の満了
 - 五 又は解散事由の発生
 - 六 組合員が一人となつたこと
 - 七 解散を命ずる裁判
- 2 組合は、前項の規定により解散
したときは、遅滞なく、その旨を
公社に届け出なければならない。
- (合併等の手続)
- 第六十五条 組合が合併し、又はそ
の事業の全部を譲渡するには、総
会の議決を経なければならない。

2 組合の合併又は事業の全部の譲渡については、第五十八条並びに第五十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

第六十六条 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の役員は、最初の通常總會の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第五十六条の規定を準用する。

4 第一項の役員については、第三十四条第四項本文の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第六十七条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所所在地において、政令で定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行方事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(商法等の準用)

第六十八条 組合の合併については、商法第四十条から第六十六条まで及び第八十条から第一百一十一条まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法

律第十四条)第三百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(清算人)

第六十九条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第七十条 組合の解散及び清算については、商法第六十六条、第六十二条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百一一条、第四百十七條第二項、第四百十八條から第四百二十四条まで、第四百二十六條並びに第四百二十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二第五項及び第三項、第三百三十六条並びに第三百三十七條から第三百三十八條まで(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第三十六条から第四十三條まで、第四十九條から第五十一條まで並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との關係)、第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七條から第二

百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)、第二百七十二條(株主の差止請求権)、第二百七十四條第一項(報告を求める権限)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。

この場合において、商法第二百二十二條中「第九十四條第四号又ハ第六号」とあるのは「塩業組合法第六十四條第一項第六号又ハ第七号」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「塩業組合法第七十條ニ於テ準用スル同法第四十二條第二項」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「塩業組合法第六十六條第六十九條」と、同法第四百二十六條第六項中「六月前ヨリ引續キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第七章 雜則

(検査の請求)

第七十一条 組合員は、總組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、公社にその検査を請求することができる。

(報告の徴収及び検査)

第七十二条 公社は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要ならぬ限り、組合にその検査を命ずることができる。

2 前項の請求があつたときは、公社は、組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(報告の徴収及び検査)

第七十二条 公社は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要ならぬ限り、組合にその検査を命ずることができる。

な限度において、組合に対して、その業務又は会計に關し必要な報告書の提出を命じ、その事実について調査を命ずることができる。

2 公社は、前項の報告書が提出されず、又はその報告書が虚偽であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

第七十三条 公社は、毎年一回を限り、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に關する報告であつて、組合に關する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴することができる。

(公社の命令)

第七十四条 公社は、第七十二条第一項の規定による調査又は第七十二条第二項若しくは第七十二条第三項の規定による検査を行つた場合において、組合の業務若しくは会計が法令、定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合に対し、期限を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(商法等の準用)

第七十五条 組合については、商法第五十八條第一項第一号及び第三号並びに第二項並びに第五十九條(裁判による会社の解散)並びに非訟事件手続法第二百二十六條第一項、第二百三十四條から第二百三十四條ノ四まで及び第三百三十五條ノ二か

ら第三百三十五條ノ五まで(裁判による会社の解散)の規定を準用する。

第八章 罰則

第七十六条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、組合の事業の範圍外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のため組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には適用しない。

第七十七条 第七十一條第二項若しくは第七十二条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は隠蔽した者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第七十四条の規定による命令に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十九条 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の義務に關して第七十七条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その組合に対して各本条の刑を科する。

第八十条 左の場合には、組合の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができ、事業以外の事業を営んだとき。

二 この法律に基づく政令の規定による登記を怠つたとき。

三 第八条第二項（第九条第二項）において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第十四条の規定に違反したとき。

五 第十九条第二項、第四十四条第四項又は第四十八条第四項の規定に違反したとき。

六 第二十五条第七項若しくは第五十七条において準用する商法第二百四十四条、第四十五条若しくは第七十条において準用する商法第二百六十条ノ三又は第七十条において準用する商法第四百十九條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第三十条又は第六十四条第二項の規定に違反したとき。

八 第三十四条第五項の規定に違反したとき。

九 第三十八条の規定に違反したとき。

十 第四十一条又は第四十二条（これらの規定を第七十条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 第四十三条（第七十条において準用する場合を含む。）又は第四十五条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定

に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第四十五条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第七十条において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 第四十九条の規定に違反したとき。

十四 第五十八条第二項（第六十条第二項において準用する場合を含む。）又は第七十条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第五十八条若しくは第五十九條第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十五条第二項において準用する第五十八条若しくは第五十九条第二項の規定に違反して組合の合併若しくは事業の全部の譲渡をしたとき。

十六 第六十条又は第六十一条の規定に違反したとき。

十七 第六十三条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十八 第七十条において準用する商法第三百一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十九 第七十条において準用する商法第四百二十一条第一項の間を不当に定めたとき。

二十 第七十条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十一 第七十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十一条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第四条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、また同様とする。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際現に存する塩業に関する事業協同組合又は協同組合連合会は、この法律施行の日から起算して二年以内に總會の議決を経て定款その他につき必要なる変更を行った上で、それぞれ、地区塩業組合又は塩業組合連合会となることができる。

3 前項の規定による定款の変更の認証については、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第五十一条第三項の規定にかかわらず、第二十六条第二項の規定を準用する。

4 第二項の場合において、塩業に関する事業協同組合又は協同組合連合会の役員は、その任期が終了するまでは、それぞれ、地区塩業組合又は塩業組合連合会の役員として引き続きその職にあるものとする。

5 第二項の規定による地区塩業組合又は塩業組合連合会への組織変更は、主たる事務所所在地にお

いて、政令で定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

6 第二項の規定により不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の価額の千分の四とする。但し、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）により算出した登録税の額が本文の規定により算出した税額より少いときは、その額による。

7 登録税法の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中、「塩業組合、塩業組合連合会、塩業組合中央会及び、塩専売法」を削り、「中小企業等協同組合」の下に「塩業組合」を加える。

8 塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）による改正前の塩専売法（明治三十八年法律第十一号）の規定に基き設立された塩業組合、塩業組合連合会又は塩業組合中央会が同法に基いてした登記に関する登録税については、なお従前の例による。

9 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「若ハ森林組合」を「森林組合、塩業組合」に改める。

10 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「日本馬事会」の下に「塩業組合」を加える。

11 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中小企業等協同組合」の下に「塩業組合」を加える。

第七条第一項中「中小企業等協同組合」の下に「塩業組合」をニシテソノ直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ常時使用スル従業員ノ数ガ三百人ヲ超エザルモノヲ含ム以下同ジ」を加える。

12 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く。）」の下に「塩業組合」を加える。

13 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）」を「製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）及び塩業組合法（昭和二十八年法律第 号）」に改める。

第二十七条第七号中「及び製塩施設法」を「製塩施設法及び塩業組合法」に改める。

14 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「及び信用金庫若しくは信用金庫連合会」を「信用金庫若しくは信用金庫連合会及び塩業組合」に改める。

第三百四十八条第五項中「及び
連合会」の下に「並びに塩業組合」
を加える。

第七百四十三条第六号中「並び
に信用金庫及び信用金庫連合会」
を「信用金庫及び信用金庫連合
会並びに塩業組合」に改める。

第七百四十六条第二項第五号中
「中小企業等協同組合(企業組合を
除く。）」の下に「及び塩業組合」を
加える。

15 中小企業信用保険法(昭和二十
五年法律第二百六十四号)の一部
を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「中小企
業等協同組合」の下に「塩業組合
であつて、その直接又は間接の構
成員たる事業者の常時使用する従
業員の数が三百人をこえないもの
を含む。以下同じ。」を加える。

信用金庫法の一部を改正する法律
案
信用金庫法の一部を改正する法律
案

信用金庫法(昭和二十六年法律第
二百三十八号)の一部を次のように
改正する。

第六條第二項を次のように改め
る。

2 この法律によつて設立された金
庫及び他の法律によつてその名称
中に金庫という文字を用いる者を
除き、金銭の貸付(手形の割引、
売渡担保その他これらに類する方
法によつてする金銭の交付を含む。
む)を業として行う者は、その名
称中に金庫という文字を用いては
ならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 改正前の信用金庫法第六條第二
項に規定する者であつて、この法
律施行の際現にその名称中に金庫
という文字を使用しているものに
ついては、この法律施行の日から
起算して六月間は、なお従前の例
による。

六月十三日本委員会に左の事件を付託
された。

一、石油関税の減免措置延期に關する
請願(第三八四号)(第四〇一号)
(第四一二号)(第四八九号)
二、揮発油税軽減に關する請願(第
三八五号)(第四一二号)(第四九〇
号)

第三八四号 昭和二十八年六月一日
受理

石油関税の減免措置延期に關する請願
請願者 金沢市木ノ新保五ノ六
二石川県トラック協会
内 関友次郎

紹介議員 井村 徳二君

昭和二十六年三月、関稅定率法が改正
された際、昭和二十六、七年度さらに二
十八年度四、五月(暫定措置)にわたり、
「石油関稅率を一割減稅する特別措置」
がとられたが、現下の輸出不振により
國際價格に対する生産コストの引下げ
は、眞剣な考慮と英断が必要とされる
際であるから、本措置が引きつづき昭
和二十八年度も認められるよう特に配
慮せられたいとの請願。

第四〇一号 昭和二十八年六月一日
受理

石油関税の減免措置延期に關する請願
請願者 松山市宮田町字北沼地
二七四ノ一日通松山支
店內愛媛県トラック協
会内 島本友次郎

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じ
である。

請願者 広島県三郡十日市町
二、二二三芸備自動車
株式会社社長 藤東栄

紹介議員 山下 義信君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じ
である。

第四一二号 昭和二十八年六月一日
受理

石油関税の減免措置延期に關する請願
請願者 松山市宮田町字北沼地
二七四ノ一日通松山支
店內愛媛県トラック協
会内 島本友次郎

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じ
である。

第四八九号 昭和二十八年六月五日
受理

石油関税の減免措置延期に關する請願
(三三三)
請願者 高知市種崎町五〇高知
興隆運株式会社取締役
社長 川村虎雄外二名

紹介議員 寺尾 豊君 入交 太藏君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じ
である。

第三八五号 昭和二十八年六月一日
受理

揮発油税軽減に關する請願
請願者 金沢市木ノ新保五ノ六
二石川県トラック協会
内 関友次郎

紹介議員 井村 徳二君

揮発油税は、一キロリットル一万一千
円という税の均衡を破つた過酷な重税

であり、しかもトラック企業における
各種の税の負担力は全く無視され、そ
の経営は危ないにひんする程深刻なも
のであるから、揮発油税一キロリット
ル当り五千円に減稅せられたいとの
請願。

第四一二号 昭和二十八年六月二日
受理

揮発油税軽減に關する請願
請願者 松山市宮田町字北沼地
二七四ノ一日通松山支
店內愛媛県トラック協
会内 島本友次郎

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じ
である。

第四九〇号 昭和二十八年六月五日
受理

揮発油税軽減に關する請願(三三三)
請願者 高知市種崎町五〇高知
興隆運株式会社取締役
社長 川村虎雄外二名

紹介議員 寺尾 豊君 入交 太藏君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じ
である。

六月十六日本委員会に左の事件を付託
された。

一、社寺等に無償で貸し付けてある
国有財産の処分に関する法律の一
部を改正する法律案

社寺等に無償で貸し付けてある
国有財産の処分に関する法律の一部
を改正する法律案

社寺等に無償で貸し付けてある
国有財産の処分に関する法律の
一部を改正する法律

社寺等に無償で貸し付けてある
国有財産の処分に関する法律(昭和二
十二年法律第五十三号)の一部を次
のように改正する。

第一条第一項中「社寺境内地処分
審査会又は社寺保管林処分審査会に
諮問して、」を削り、同条第二項を削
る。

第二条第一項中「前条第一項」を
「前条に、」同条第二項を「同条」に改
め、「社寺境内地処分審査会に諮問
して、」を削り、同条第二項中「前条
第一項」を「前条」に改める。

第三条及び第四条中「第一条第一
項」を「第一条」に改める。

第五条第一項中「第一条第一項」を
「第一条」に改め、同条第二項を削
る。

第六条第二項を削る。

第七条中「第五条第一項」を「第五
条」に改める。

第十条第三項中「第一条第一項」を
「第一条」に、「第五条第一項」を「第
五条」に改め、同条第二項を削る。

第十三条第二項を削る。

第十四条第一項但書中「第一条第一
項」を「第一条」に改め、同条第二
項中「第一条第一項」を「第一条」に、
「第五条第一項」を「第五条」に改め
る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法
律第四十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第四項を削る。

六月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、有価証券取引税法案
二、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

一、砂糖消費税法の一部を改正する法律案

一、富裕法を廃止する法律案

一、一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一、登録税法の一部を改正する法律案

一、揮発油税法の一部を改正する法律案

有価証券取引税法案
有価証券取引税法

(有価証券取引税の課税)

第一条 この法律の施行地において有価証券の譲渡(贈与による譲渡を除く。以下同じ。)が行われたときは、この法律により、有価証券取引税を課する。
(定義)

第二条 この法律において「有価証券」とは、左に掲げるものをいふ。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 社債券(商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)その他の特別の法律により法人の発行する債券を含む。以下同じ。)
- 四 日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

五 株券
六 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託の受益証券

七 貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条第二項に規定する受益証券

2 前項各号に掲げる有価証券には、外国又は外国法人の発行する有価証券で当該各号に掲げる有価証券の性質を有するものを含むものとする。

3 株券の発行前における株式、株式の引受に因る権利及び新株の引受権は、この法律の適用については、株券とみなす。

4 この法律において「証券業者」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券業者をいふ。
(みなし譲渡)

第三条 有価証券の売付があつた場合において、その売付に因る債務の履行が当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付、相殺その他の事由に因り、その売付に係る有価証券の全部の譲渡以外の方法によつて行われたときは、この法律の適用については、その売付をした者(その売付が委託に基づくものである場合においては、自己の計算においてその委託をした者)と、その売付のうちに委託に基づく部分がある場合においては、当該部分については、自己の計算においてその委託をした者とする。)が、自己の計算において売付又は売付の委託をした当該売付に係る有価証券のうちその売付に因る債務の履行のための譲渡がされなかつたものを、その履行の時において、譲渡したものとみなす。但し、その売付が取引所税法(大正三年法律第二十三号)第五条第一項の規定により取引税を課せられるものである場合においては、この限りでない。

2 前項の場合において、同項の売付に因る債務の履行が、その売付に係る有価証券以外の有価証券の譲渡により行われたときは、その譲渡された有価証券に対応する当該売付に係る有価証券については、同項の規定は、適用しない。

3 信託の場合において、受託者が信託財産に属する有価証券を固有財産に属する有価証券とし、又は固有財産に属する有価証券を信託財産に属する有価証券としたときは、この法律の適用については、受託者が当該有価証券の譲渡をしたものとみなす。受託者が一の信託財産に属する有価証券を他の信託財産に属する有価証券としたときも、同様とする。

証券のうちその売付に因る債務の履行のための譲渡がされなかつたものを、その履行の時において、譲渡したものとみなす。但し、その売付が取引所税法(大正三年法律第二十三号)第五条第一項の規定により取引税を課せられるものである場合においては、この限りでない。

2 前項の場合において、同項の売付に因る債務の履行が、その売付に係る有価証券以外の有価証券の譲渡により行われたときは、その譲渡された有価証券に対応する当該売付に係る有価証券については、同項の規定は、適用しない。

3 信託の場合において、受託者が信託財産に属する有価証券を固有財産に属する有価証券とし、又は固有財産に属する有価証券を信託財産に属する有価証券としたときは、この法律の適用については、受託者が当該有価証券の譲渡をしたものとみなす。受託者が一の信託財産に属する有価証券を他の信託財産に属する有価証券としたときも、同様とする。

(国債証券等の譲渡とみなす場合)
第四条 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)又は社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録された国債(証券の発行されているものを除く。)、地方債又は社債の名義変更が行われたときは、この法律の適用については、名義変更が行われた時に、国債証券、地方債証券又は社債証券の譲渡があつたものとみなす。

2 法人の社員、全員、組合員その他の出資者の持分の譲渡は、この法律の適用については、株券の譲渡とみなす。

第五条 この法律の施行地において有価証券の譲渡をした者は、有価証券取引税を納める義務がある。
(非課税団体)
第六条 有価証券取引税は、国及び地方公共団体には、課さない。
(非課税有価証券)
第七条 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち、一年以内の償還期限をもつて発行する国債証券、国民貯蓄債券その他政令で定めるものについては、有価証券取引税を課さない。
(有価証券の非課税の譲渡)
第八条 左に掲げる有価証券の譲渡には、有価証券取引税を課さない。

一 有価証券の信託の場合における委託者から受託者への当該有価証券の譲渡
二 有価証券の信託の終了の場合における受託者から委託者又はその相続人への当該有価証券の譲渡
三 第二条第一項第七号に掲げる受益証券に係る信託の受託者への当該受益証券の譲渡
四 第二条第一項第七号に掲げる受益証券に係る信託の受託者がなす当該受益証券の譲渡
五 有価証券を目的物とする消費貸借及びその終了の場合における当該有価証券の譲渡
六 売出の方法によつて有価証券を発行する場合における当該有価証券の譲渡

七 国債、地方債又は社債の発行に際し、その総額を契約により引き受けた者又は募集の委託を受け自らその一部を引き受けた者が、当該引受に係る有価証券の発行の日から一年内にする当該有価証券の譲渡
八 その他政令で定める有価証券の譲渡
(課税標準)
第九条 有価証券取引税の課税標準は、売買による譲渡については売買価額とし、その他の譲渡については譲渡の時における価額とする。

七 国債、地方債又は社債の発行に際し、その総額を契約により引き受けた者又は募集の委託を受け自らその一部を引き受けた者が、当該引受に係る有価証券の発行の日から一年内にする当該有価証券の譲渡

八 その他政令で定める有価証券の譲渡
(課税標準)
第九条 有価証券取引税の課税標準は、売買による譲渡については売買価額とし、その他の譲渡については譲渡の時における価額とする。

2 前項の売買価額及び譲渡の時における価額を譲渡価額と総称する。
(税率)
第十条 有価証券取引税は、左の税率により、課する。

第一種 証券業者を譲渡者とする売買による譲渡
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡
乙 その他の有価証券の譲渡
第二種 譲渡価額の万分の六
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡
乙 その他の有価証券の譲渡
第三種 譲渡価額の万分の三
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡
乙 その他の有価証券の譲渡
第四種 譲渡価額の万分の十五
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡
乙 その他の有価証券の譲渡
(現金による納付)
第十一条 証券業者が有価証券の譲渡をした場合においては、証券業者は、その譲渡の日の属する月の

二 前項の売買価額及び譲渡の時における価額を譲渡価額と総称する。
(税率)
第十条 有価証券取引税は、左の税率により、課する。

第一種 証券業者を譲渡者とする売買による譲渡
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡
乙 その他の有価証券の譲渡
第二種 譲渡価額の万分の六
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡
乙 その他の有価証券の譲渡
第三種 譲渡価額の万分の三
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡
乙 その他の有価証券の譲渡
第四種 譲渡価額の万分の十五
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡
乙 その他の有価証券の譲渡
(現金による納付)
第十一条 証券業者が有価証券の譲渡をした場合においては、証券業者は、その譲渡の日の属する月の

二 前項の売買価額及び譲渡の時における価額を譲渡価額と総称する。
(税率)
第十条 有価証券取引税は、左の税率により、課する。

第一種 証券業者を譲渡者とする売買による譲渡
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡
乙 その他の有価証券の譲渡
第二種 譲渡価額の万分の六
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡
乙 その他の有価証券の譲渡
第三種 譲渡価額の万分の三
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡
乙 その他の有価証券の譲渡
第四種 譲渡価額の万分の十五
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡
乙 その他の有価証券の譲渡
(現金による納付)
第十一条 証券業者が有価証券の譲渡をした場合においては、証券業者は、その譲渡の日の属する月の

翌月末日までに、政令で定めるところにより、その譲渡の日の属する月中に納税義務の生じた有価証券取引税額その他の事項を記載した納付高申告書を政府に提出し、あわせて当該納付高申告書に記載された金額の有価証券取引税を、現金をもつて、政府に納付しなければならない。

2 証券業者以外の者が、証券業者への委託により有価証券の譲渡をした場合又は証券業者へ有価証券の譲渡をした場合において、当該証券業者は、当該譲渡が行われた際、当該譲渡に係る有価証券取引税を現金をもつて徴収し、その徴収の日の属する翌月末日までに、政令で定めるところにより、その徴収の日の属する月中に徴収した有価証券取引税額その他の事項を記載した徴収高計算書を政府に提出し、あわせて当該徴収高計算書に記載された金額の有価証券取引税を、政府に納付しなければならない。

3 前二項に規定する証券業者に営業所が二以上あるときは、これらの項の規定による納付高申告書及び徴収高計算書の提出並びに有価証券取引税の納付は、各営業所ごとにしなければならない。

4 証券業者が前三項の規定により有価証券取引税を納付する場合において、その月中の有価証券の譲渡を同一の税率が適用されるものと区別し、その区分ごとに算出したその月中の有価証券の譲渡価額の合計額を課税標準とし、これにそれぞれの税率を適用して

算出した税額の合計額をもつてその月分の納付すべき有価証券取引税額とすることができる。

(印紙による納付)

第十二条 有価証券取引税の納税義務者は、前条の規定の適用がある場合を除く外、印紙をもつて、有価証券取引税を納付しなければならない。

2 前項の場合において、第十条の規定により計算された有価証券取引税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。当該税額に十円未満の端数があるときにおける当該端数金額についても、同様とする。

3 第一項の規定の適用を受ける有価証券取引税の納税義務者は、有価証券の譲渡が行われた際、大蔵省令で定める様式の有価証券取引書を作成し、これに有価証券取引税額に相当する印紙をはり、且つ、当該取引書の紙面と印紙の色彩とにかけ、自己の印章又は署名をもつて、判明に印紙を消さなければならない。

4 前項の納税義務者は、同項の有価証券取引書をその作成の日から一年間保存しなければならない。(強制徴収)

第十三条 証券業者が、第十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税を納付しなかつたときは、国税徴収の例により、これを証券業者から徴収する。

2 前条第一項の規定により有価証券取引税を納付しなければならない者が、同項の規定による納付を

しなかつたときは、同項の規定にかかわらず、現金をもつて、これを当該者から徴収する。

3 前二項の場合において、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第九条の規定により督促するときは、第十四条又は第十五条に規定する利子税額を、あわせて督促することができる。

(利子税額)

第十四条 第十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額を納付しなかつた場合においては、当該証券業者は、その未納に係る納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を有価証券取引税額にあわせて納付しなければならない。

2 前項の場合において、証券業者がその未納に係る有価証券取引税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる有価証券取引税額は、同項の未納に係る有価証券取引税額からその一部納付に係る有価証券取引税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる有価証券取引税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該有価証券取引税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを納付することを要しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合において、証券業者が納付した有価証券取引税額が第十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額に達するまでは、その納付した税額は、当該有価証券取引税額に充てられるものとする。但し、国税徴収法第二十八条の規定の適用を妨げない。

第十五条 第十三条第二項の規定により有価証券取引税額を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条の規定による指定納期日までに当該税額を完納しなかつたときは、その未納に係る有価証券取引税額に対し、当該納期日の翌日から納付の日までの期間に応じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を有価証券取引税額にあわせて徴収する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

(軽加算税額)

第十六条 第十一条第一項の規定により提出すべき納付高申告書をその提出期限までに提出した場合において、当該申告書に記載された有価証券取引税額が、納付すべき有価証券取引税額に満たなかつたときは、過少の有価証券取引税額を記載した当該申告書を提出したことについて相当な理由がないと認めるときは、政府は、当該納税義務者が納付すべき有価証券取引税額のうち、当該申告書に記載されなかつた部分の税額に対し百分の五

の割合を乗じて計算した金額に相当する軽加算税額を徴収する。

2 第十一条第一項の規定により提出すべき納付高申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合において、当該申告書を提出しなかつたことについては相当な理由がないと認めるときは、政府は、その納付すべき有価証券取引税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する軽加算税額を徴収する。

3 第十一条第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつた場合において、その完納しなかつたことについては相当な理由がないと認めるときは、政府は、その未納に係る有価証券取引税額に対し、同項の規定する納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、その期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する軽加算税額を徴収する。

4 第十二条第一項の規定により納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつた場合において、その完納しなかつたことについては相当な理由がないと認めるときは、政府は、その未納に係る有価証券取引税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する軽加算税額を徴収する。

5 政府は、前四項の規定により徴収する税額を決定したときは、こ

れを第十一條第一項若しくは第二項又は第十二條第一項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者に通知する。

6 第十四條第三項及び第四項の規定は、第一項から第四項までの規定による軽加算税額について準用する。

(重加算税額)

第十七條 前條第一項から第四項までの規定の一に該当する場合において、第十一條第一項若しくは第二項又は第十二條第一項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者が、事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、その隠べし、又は仮装したところに基いて、過少の有価証券取引税額を記載した納付高申告書を提出し、若しくは納付高申告書を提出期限までに提出せず、又は納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつたときは、政府は、前條第一項から第四項までの規定による軽加算税額の外、その軽加算税額計算の基礎となる有価証券取引税額に対し百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

2 政府は、前項の規定により徴収する重加算税額を決定したときは、これを第十一條第一項若しくは第二項又は第十二條第一項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者に通知する。

3 第十四條第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する重加算税額について準用する。

(報告義務)

第十八條 証券業者は、その月中に第十一條第一項の規定による納付義務及び同條第二項の規定による徴収義務の生じた有価証券取引税額がない場合には、政令で定めるところにより、その旨を翌月末日までに、営業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に報告しなければならない。

(証券業者の開帳等の申告義務)

第十九條 証券業者を開始し、若しくは廃止しようとする者、証券業者の登録を取り消された者又は営業所を新設し、変更し、若しくは廃止しようとする証券業者は、政令で定めるところにより、営業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

(証券業者の記帳義務)

第二十條 証券業者は、帳簿を備え、これに、その売り付けた有価証券の売買価額、納付すべき有価証券取引税額その他の政令で定める事項を記載しなければならない。

(印紙税の非課税)

第二十一條 第十二條第三項に規定する有価証券取引書については、印紙税を課さない。

(当該職員の質問検査権)

第二十二條 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、有価証券取引税に関する調査について必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は譲渡に係る有価証券、左に掲げる者の有価証券の譲渡に関する帳簿書類若しくは株主名簿、社債原簿その他の有価証券の権利

者を記載した書類(以下「有価証券の譲渡に関する帳簿書類等」と総称する)を検査することができ

一 納税義務者又は納税義務がある者と認められる者
二 有価証券を譲り受けた者又は有価証券を譲り受けたと認められる者
三 第十一條第二項の規定により有価証券取引税を徴収して納付する義務がある者又はその義務があると認められる者
四 証券業者の組織する団体(当該団体の組織する団体を含む)又は証券取引法第二條第十一項に規定する証券取引所

2 前項の当該職員は、同項の規定による質問又は検査をする場合において、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 詐偽その他不正の行為により、第十一條第一項の規定により納付すべき有価証券取引税を免かれた者
二 第十一條第二項の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税を納付しなかつた者

三 第十二條第三項の規定に違反した者
2 前項の犯罪により納付を免かれた有価証券取引税額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該有価証券取引税額の十倍以下とすることができる。

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十一條第一項の規定による納付高申告書をその提出期限内に提出しなかつた者
二 第十八條の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者
三 第二十條の規定による帳簿を備えず、その帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
四 第二十二條第一項の規定による当該職員の問題に對し答弁せず、又は偽りの陳述をした者
五 第二十二條第一項の規定による有価証券の譲渡に関する帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條 有価証券取引税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窺用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十三條又は第二十四條の違反行為をした

ときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十七條 第二十三條第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
2 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附屬の島(政令で定める地域を除く。)に施行する。

3 この法律施行の日から昭和二十九年七月三十一日までの間に行われる第二條第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる有価証券の譲渡については、この法律は、適用しない。

4 証券投資信託法第十六條第一項に規定する信託財産に属する株券の譲渡で、この法律施行の日から昭和三十年七月三十一日までの間に行われるものに対して適用される税率は、第十條の規定にかかわらず、譲渡価額の百分の六とす

る。

5 この法律施行の際現に証券業者である者は、政令で定めるところにより、この法律施行後一月以内に、営業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に証券業者である旨を申告しなければならない。但し、その者が当該期間内に証券

業者でなくなつた場合において、この限りでない。

6 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項但書中「国税徴収法第九條第三項」を「有価証券取引税法第十六條第一項乃至第四項又は第十七條第一項の規定により徴収する附加算額又は重附加算額、国税徴収法第九條第三項」に改める。

7 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項後段中「国税徴収法第九條第三項」を「有価証券取引税法第十六條第一項乃至第四項若しくは第十七條第一項、国税徴収法第九條第三項」に、「若しくは通行税」を、「通行税若しくは有価証券取引税」に改める。

8 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「再評価税」の下に、「有価証券取引税」を加える。

9 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

10 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

「有価証券取引税」を加える。

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

第八條第一項但書中「部分の金額」を「部分の金額が政令で定める期間内において五万円をこえる場合におけるその引き出された部分の金額」に改める。

附則 1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 改正後の納税貯蓄組合法第八條第一項の規定は、この法律施行後引き出される納税貯蓄組合預金の利子について適用する。

砂糖消費税法の一部を改正する法律

砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

糖ニ加工シテ製造シタルモノヲ除ク

百斤ニ付 八百円

丙類 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 千七百円

第一種 第一種及第三種ノ砂糖 百斤ニ付 二千三百五十円

第二種 水砂糖、角砂糖、棒砂糖及此等ニ類スルモノ 百斤ニ付 三千円

但シ消費税ヲ課セラレタル第二種ノ砂糖ヲ以テ製造シタル砂糖中水砂糖ニ在リテハ百斤ニ付二百円、其ノ他ノモノニ在リテハ百斤ニ付六百五十円トス

二 糖蜜 第一種 水砂糖ヲ製造スルトキニ生ズル糖蜜 百斤ニ付 九百五十円

第二種 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 三百五十円

之ヲ第二種ノ砂糖トス但シ第三種ノ砂糖ヲ除ク

第一種 甲類ノ砂糖ハ甘蔗、蘆粟又ハ玉蜀黍ノ搾汁ヲ煮沸濃縮シタルモノヲ樽ニ収容シテ冷却シ其ノ儘製造場又ハ保税地域ヨリ引取ララルモノニ限ルモノトス

第四條中「前條」を「第三條」に改める。

第四條ノ四を削り、第四條ノ五を第四條ノ四とする。

第六條中「第四條ノ四、」を削る。

第十一條第一項第三号中「育児食」の下に「乳児ノ食用ニ供セララル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ」を加える。

第十一條ノ三第一号中「其ノ種別ヲ上昇スルトキ」を「之ヲ種別又ハ類別ノ異ナル砂糖トシタルトキ」に改める。

第十二條を次のように改める。

シタル者」を加え、同條の次に次の一條を加える。

第十二條ノ四 消費税ヲ徴収スル場合ニ於テ納税義務者ガ国税徴収法第六條ノ規定ニ依リ指定納期日（第四條但書前段ノ規定ニ依リ徴収ヲ猶予セラレタル場合ニ於テハ其ノ猶予セラレタル納期日）迄ニ消費税額ヲ完納セザルトキハ其ノ未納ニ係ル消費税額ニ対シ当該納期日（第十三條第一項第三号又ハ第四号ノ規定ニ該シ同條第三項ノ規定ニ依リ消費税ヲ徴収スル場合ニ於テハ第四條本文ニ規定スル納期日）ノ翌日ヨリ当該消費税額ヲ納付スル日迄ノ日數ニ応ジ百円ニ付一日四銭ノ割合ヲ乘ジテ計算シタル金額ニ相当スル利子税額ヲ消費税額ニ併セ徴収ス

前項ノ場合ニ於テ納税義務者ガ其ノ未納ニ係ル消費税額ノ一部ヲ納付シタルトキハ其ノ納付ノ日ノ翌日以降ノ期間ニ係ル利子税額計算ノ基礎トナル消費税額ハ同項ノ未納ニ係ル消費税額ヨリ其ノ一部納付ニ係ル消費税額ヲ控除シタル税額ニ依ル

利子税額計算ノ基礎トナル消費税額ガ千円未満ナルトキハ第一項ノ規定ヲ適用セズ当該税額二千円未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨テ計算ス

利子税額ガ三百円未満ナルトキハ之ヲ徴収セズ

第一項ノ規定ニ依リ利子税額ヲ併セ徴収スベキ場合ニ於テ当該納税義務者ガ納付シタル消費税額ガ同項ノ未納ニ係ル税額ニ達スル迄ハ其ノ納付シタル税額ハ当該消費税

額に充当シタルモノトス但シ国税徴収法第二十八条ノ適用ヲ妨ゲズ

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の砂糖消費税法（以下、「旧法」という。）第五条第一項、第七条第一項又は第十一条第一項の規定による承認を受けてこの法律施行前に製造場又は保税地域から引き取つた砂糖、糖みつ又は糖水が指定期間内に輸出され、若しくは引取先に移入され、又は用途に供されたことの証明がない場合における消費税の徴収又は免除については、なお従前の例による。
- 4 旧法第三条の税率により消費税を課せられた改正後の砂糖消費税法（以下「新法」という。）第三条第一号第二種の砂糖をもつて製造した同号第三種の砂糖で、この法律施行後製造場から引き取られるものについては、新法第三条の規定にかかわらず、その税率は、水砂糖については百斤につき七百五十円、その他のものについては百斤につき千五百円とする。
- 5 旧法第三条の税率により消費税を課せられた砂糖、糖みつ又は糖水で、製造場にもどし入れられ、又は移入されたものをこの法律施行後その製造場から引き取る場合においては、新法第十二条第一項の規定にかかわらず、消費税を課する。この場合においては、新法第三条の税率により算出した金額と

旧法第三条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

- 6 この法律施行の際、製造場（消費税を課せられた砂糖、糖みつ又は糖水を移入して、砂糖、糖みつ又は糖水を製造する場所を除く。）又は保税地域以外の場所であつた同一人が各種類を通じて合計二千五百斤以上の砂糖（新法第三条第一号第一種甲類の砂糖及びさとうきび、ろぞく又はとうもろこしのさく汁を煮沸濃縮したもののかん、箱その他これらに類する容器に収容して冷却したままの砂糖で当該砂糖であることについて所轄税務署の承認を受けたものを除く。以下次項において同じ。）糖みつ、又は糖水（新法第三条第一号第一種の糖水を除く。以下同じ。）を所持する場合においては、その者が、この法律施行の日、これを製造場から引き取つたものとみなして、消費税を課する。この場合において、新法第三条の税率により算出した金額と旧法第三条の税率により算出した金額との差額（消費税を課せられた第二種又は第三種の砂糖に加工して製造した砂糖のうち、新法第三条第一号第一種の砂糖に該当するもの及び新法第三条ノ二第二項の規定により同号第二種の砂糖とされたものについては、百斤につき三百円）をその税額として、その税額が三万円以下のときは、昭和二十八年八月三十一日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り徴収する。

税額三万円をこえるとき
昭和二十八年八月及び九月
税額十万円をこえるとき

- 7 前項の砂糖、糖みつ又は糖水を所持する者は、その所持する砂糖、糖みつ又は糖水の種類、数量及び貯蔵の場所をこの法律施行後一月以内に貯蔵場所の所轄税務署に申告しなければならない。
- 8 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「酒税」の下に「砂糖消費税」を加える。
第二十六条の前に次の一条を加える。
第二十五条の三 さとうきび、ろぞく又はとうもろこしのさく汁を煮沸濃縮した砂糖消費税法第三条第一号第一種の砂糖で、政府の承認を受け、かん、箱その他これらに類する容器に収容して冷却し、そのまま製造場から引き取るものについては、同法第三条ノ二第三項の規定にかかわらず、これを同法第三条第一号第一種甲類の砂糖とみなす。
保税地域から引き取る砂糖消費税法第三条第一号第一種の砂糖で、当該砂糖がさとうきび、ろぞく、又はとうもろこしのさく汁を煮沸濃縮したもののかん、箱その他これらに類する容器に収容して冷却したままのものであると政府が認められたものについても、また同様とする。

昭和二十八年八月から十月
税額三十万円をこえるとき
同年八月から十一月
税額五十万円をこえるとき
同年八月から十二月

- 10 この法律施行の際、製造場内にある新法第三条第一号第一種の砂糖で、さとうきび、ろぞく又はとうもろこしのさく汁を煮沸濃縮したもののかん、箱その他これらに類する容器に収容して冷却したままのものを持する者は、政令で定めるところにより当該砂糖についてこの法律施行後一月以内に所轄税務署の承認を受けたときは、租税特別措置法第二十五条の三の規定による承認を受けたものとみなす。

七十三号）の一部を次のように改正する。
第十四条第二項中「富裕税、」を削る。

- 6 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「富裕税、」を削る。
第八条を次のように改める。
第八条 削除
7 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第七条を次のように改める。
第七条 削除
8 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特別に関する法律（昭和二十七年法律百一十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「富裕税法（昭和二十五年法律第七十四号）」を削る。
第六条を次のように改める。
第六条 削除
9 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。
第六条中「富裕税法、」を削る。
第七条に次の一項を加える。
2 税理士試験の試験科目であつた科目のうち試験科目でなくなつたものについて前項に規定する成績を得た者については、当該

該科目は、前条第一号に掲げられていた試験科目とみなす。

第三十五条中「法人税法、」を「法人税法又は」に改め、「又は富

10 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第七項第七号中「富裕税、」を削る。

11 昭和二十七年分以前の富裕税については、改正前の所得税法第十四条第三項、改正前の相続税法第十四条第二項、改正前の租税特別措置法第八条、改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条から第十条まで、改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第六条及び改正前の租理士法第三十五条の規定は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案
一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律

1 政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十八年年度において、緊要物資輸入基金特別会計の緊要物資輸入基金から十五億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定により一般会計に繰り入れたときは、緊要物資輸入基金の額は、その繰り入れた金額に相当する額だけ減少するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 緊要物資輸入基金特別会計法（昭和二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。
第三条の次に次の一条を加える。

（基金補足のための一時借入金及び融通証券）
第三条の二 基金に属する現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年内に償還しなければならない。

第十七条中「前条第一項」を「第三条の二第一項及び前条第一項」に改める。

登録税法の一部を改正する法律案
登録税法の一部を改正する法律
登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条ノ二第一号を次のように改める。

一 公認会計士法第十七条（同法第十六条の二第四項及第六十三條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル登録

公認会計士 金三千円
會計士補 金千五百円
公認会計士法第十六条の二ニ規定スル外國公認会計士 金三千円
公認会計士法第六十三條ニ規定スル計理士 金千五百円

第十五条ノ二を第十五条ノ三とし、第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条ノ二 鉱業法第百十四條第二項ノ規定ニ依ル登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 新規登録 土地又ハ建物ニ關スル損害賠償ノ支払金額 千分ノ一
二 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金二十円
三 登録ノ更正、変更又ハ抹消 每一件 金十円

第十七条の次に次の一条を加える

第十七条ノ二 登記所其ノ他ノ登記又ハ登録ヲ為シタル機關登記又ハ登録後ニ於テ当該登記又ハ登録ニ係ル登録税ノ納付ニ使用セラレタル印紙ガ偽造、変造又ハ消印除去ニ係ルモノナルコトニ因リ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ登録税ノ全部又ハ一部ヲ免レタルモノナルコトヲ発見シタルトキハ命令ノ定ムル所

ニ依リテ之ヲ当該登記又ハ登録ヲ受ケタル者以下申請者ト謂フノ住所ノ所轄稅務署長ニ通知スベシ
但シ申請者ガ二人以上アル場合ニ於テハ其ノ内一人ヲ選定シテ当該申請者ノ住所ノ所轄稅務署長ニ通知スベシ
前項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル稅務署長ハ当該申請者ヨリ免レタル登録税額ヲ直ニ現金ヲ以テ徵收スベシ此ノ場合ニ於テ申請者ガ二人以上アルトキハ連帶シテ納付ノ責ニ任ズルモノトス
第十九條第七号中「法令ニヨル公団、」及び「公団ニ關スル法令、」を削る。

ニ依リテ之ヲ当該登記又ハ登録ヲ受ケタル者以下申請者ト謂フノ住所ノ所轄稅務署長ニ通知スベシ
但シ申請者ガ二人以上アル場合ニ於テハ其ノ内一人ヲ選定シテ当該申請者ノ住所ノ所轄稅務署長ニ通知スベシ
前項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル稅務署長ハ当該申請者ヨリ免レタル登録税額ヲ直ニ現金ヲ以テ徵收スベシ此ノ場合ニ於テ申請者ガ二人以上アルトキハ連帶シテ納付ノ責ニ任ズルモノトス
第十九條第七号中「法令ニヨル公団、」及び「公団ニ關スル法令、」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 この法律施行前に納めた、又は納めるべきであった登録税については、なお従前の例による。

揮発油税法の一部を改正する法律案
揮発油税法の一部を改正する法律

揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。
（担保物についての先取権）
第十条の二 国税徴収法第七條ノ四第四項の規定は、第五條第一項但書又は前條第一項の規定により提供された担保物について準用する。

第十五条の次に次の一条を加える。
（利子税額）
第十五条の二 揮発油税を徴収する

場合に於いて、納稅義務者が国税徴収法第六條の規定による指定納期日（第五條第一項但書の規定により徵收を猶予された場合においては、その猶予された納期日）までに揮発油税額を完納しないときは、その未納に係る揮発油税額に對し、当該納期日（第十八條第一項第二号から第四号までの規定に該當し、同條第四項の規定により揮発油税を徵收する場合においては、第五條第一項本文の規定する納期日）の翌日から当該揮発油税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四錢の割合を乘じて計算した金額に相當する利子税額を揮発油税額にあわせて徵收する。

場合に於いて、納稅義務者が国税徴収法第六條の規定による指定納期日（第五條第一項但書の規定により徵收を猶予された場合においては、その猶予された納期日）までに揮発油税額を完納しないときは、その未納に係る揮発油税額に對し、当該納期日（第十八條第一項第二号から第四号までの規定に該當し、同條第四項の規定により揮発油税を徵收する場合においては、第五條第一項本文の規定する納期日）の翌日から当該揮発油税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四錢の割合を乘じて計算した金額に相當する利子税額を揮発油税額にあわせて徵收する。

2 前項の場合において、納稅義務者がその未納に係る揮発油税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる揮発油税額は、同項の未納に係る揮発油税額からその一部納付に係る揮発油税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる揮発油税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該揮発油税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徵收しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徵收すべき場合において、当該納稅義務者が納付した揮発油税額が同項の未納に係る揮発

油税額に達するまでは、その納付した税額は、当該揮発油税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条の規定の適用を妨げない。

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

昭和二十八年六月二十四日印刷

昭和二十八年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局